

令和5年度（2023年度）
第2回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2023年10月12日（木）午後3時開会
場 所：かでの2・7 1060会議室

1. 開 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回北海道環境審議会を開会します。

本日の司会を務めさせていただきます環境政策部環境政策課の佐々木でございます。よろしく願いいたします。

本日は、委員定数17名のうち、過半数の10名のご出席をいただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、前回の審議会以降に委員の改選がございましたので、ご紹介いたします。

北海道農業協同組合中央会の串田雅樹様の辞任に伴いまして、本日欠席ではございますが、同じく北海道農業協同組合中央会副会長理事の小椋茂敏様が新たに委員として任命されていることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（佐々木環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境保全局長の竹澤から挨拶申し上げます。

○竹澤環境保全局長 皆様、こんにちは。

環境保全局長の竹澤でございます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

令和5年度第2回北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

日頃から、皆様には道の環境行政の推進に当たりまして特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

本道では、この夏、非常に気温が高くて、観測史上最長の44日連続真夏日を記録いたしまして、気候変動への対策が喫緊の課題であると、道民の皆様もそういった認識がより強くなったのではないかと感じております。

道では、昨年度から、道民の皆様や事業者の方々に対しまして、脱炭素に向けたライフスタイルやビジネススタイルの転換につながる取組を広く呼びかけまして実践していただくゼロカーボン北海道チャレンジというプロジェクトを進めているところでございます。また、本年3月には、北海道地球温暖化防止対策条例を改正いたしまして、事業者による排出量の把握、再エネ利用の推進や各種取組の強化を図りながら、ゼロカーボン北海道の実現を目指しているところでございます。

また、近年、非常に大きな問題となっております野生動物のあつれきに関しまして、特にヒグマについて生息数が増加傾向ということで、札幌市周辺でも出没事例が相次いでおり、中には人を恐れない問題個体も多々見られる状況になってございます。こうしたあつれきを低減するために、道において、ICTやAIといった最先端技術を活用した出没可能性の分析のほか、出会ったときに危険を回避するといった人身事故を未然に防止する普

及啓発という取組を強化しているところでございます。

道といたしましては、地球温暖化といった地球規模の問題から、野生動物のあつれきといった地域的な問題まで様々な課題がある中で、本道の豊かな自然を守り、持続可能な社会を実現していくため、引き続き各種施策を推進してまいりたいと考えてございます。

本日、報告事項が3件、審議事項が4件と盛りだくさんの内容になってございますが、委員の皆様におかれましては、それぞれ専門の立場からご意見やご助言を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木環境政策課長） 次に、お手元にお配りした資料のご確認をさせていただきます。

資料につきましては、次第、委員の皆様の出欠表、配席図、自然環境部会、地球温暖化対策部会各委員の名簿のほか、本日ご審議いただく資料としまして、資料1は枝番号1-1と1-2、資料2は枝番号2-1と2-2、資料3は3-1から3-5、資料4は4-1から4-8、資料5は5-1と5-2、資料6は6-1と6-2、資料7は7-1から7-3となっております。そのほか、参考資料として、令和5年度第1回北海道環境審議会の審議事項への御意見（一覧）となっております。

配付漏れ等がございましたら、事務局にお申し付けください。

また、オンラインでご出席の委員におかれましては、ご発言の際は、手を挙げるボタンを押すか、発言の申出をしていただき、会長の許可を得た後にご発言いただくようお願いいたします。その際、マイクとビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの進行は中村会長にお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 今日は幾つもの議題があります。

まず最初に報告事項をして、審議事項、特に脱炭素に係る促進区域の設定に関する北海道基準について、部会でも答申について議論されて、それを親会としてどう認めていくかという方向になると思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、議事（1）指定事項に係る報告事項についてですが、一つ一つ進めていきます。部会長からも説明していただきますが、初めに、鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について、自然環境部会の吉中委員からお願いいたします。

○吉中副会長 新規指定事項について、部会で2件の諮問に対して答申させていただきました。

1件目は、道指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定についてです。

資料は1-1、1-2をご覧ください。

鳥獣保護区は、皆さんご案内のとおりですが、鳥獣保護管理法に基づき20年以内の期

間を定めて指定し、特に必要がある区域は特別保護地区として、やはり20年以内の期間で指定することができるとされております。

この鳥獣保護区を新たに指定する場合、また、特別保護地区の場合は、期間満了後に再指定をする場合にも審議会の意見を聞くとされております。

ということで、今回は1件の鳥獣保護区を新規に指定する。さらに、14か所の特別保護地区存続期間満了に伴い引き続き指定するという内容で諮問されたものです。

法律の概要、諮問の根拠、事務手続の流れ等については1ページから2ページを必要に応じてご覧ください。

それから、今回諮問対象になりました鳥獣保護区は3ページに書かれてあるとおりです。

このうち、特に新規に指定するものが①涛釣沼という斜里町所在の鳥獣保護区です。ヒシクイやマガン等の渡り鳥の一大中継地として重要な湖沼であることから、集団渡来地として新たに指定するという事です。

それ以外の②から⑮までは、指定期間が満了するため再指定ということで、②から⑭については多様な鳥獣が生息していたり、その生息に適していることから、森林鳥獣生息地として、また、⑮の大島につきましては、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリの最北限の繁殖地として貴重であるということから、集団繁殖地として指定するというものでございます。

部会におきまして、これら15の鳥獣保護区、また、鳥獣保護区特別保護地区の内容につきまして、現地調査も必要に応じて行ったほか、慎重に審議を行いまして、原案どおり指定することが適当と判断し、その旨、答申いたしました。

ただし、附帯意見をつけさせていただいております。

資料1-2の裏側で、涛釣沼鳥獣保護区については、今後の特別保護地区の指定の必要性について検討すること、もう一つ、大島鳥獣保護区大島特別保護地区については、アナウサギやドブネズミによるオオミズナギドリの繁殖などへの影響が生じていることに関して、関係機関等と協力しつつ適切に対処すること、この2点を附帯事項としてつけさせていただいております。

この答申を受けて、道で告示をしていただいております、9月29日に鳥獣保護区の指定が告示されたところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○中村会長 今のご説明に対してご質問はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 私は冒頭に焦ってしまって大事なことをお願いするのを忘れていました。

新たに任命された小椋委員の所属する部会について、私から指名しなくてははいけませんでした。

北海道環境審議会条例施行規則の第2条では、部会は会長が指名する委員をもって組織することとなっております。そのことから、お配りしている名簿のとおり、水環境部会及

び自然環境部会に指名させていただきます。

小椋委員には了解を取っているということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 ありがとうございます。

前後してしまい、すみませんでした。

それでは次に、令和5年度(2023年度)エゾシカの可猟区域及び期間について、これも吉中副会長からお願いいたします。

○吉中副会長 資料2-1と資料2-2をご覧ください。

狩猟期間は国が全国一律のものを定めておりますが、著しく数が増えた鳥獣などについては、都道府県知事が特定鳥獣管理計画、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、狩猟期間の延長などを行うことができる、その際には審議会の意見を聞くということで諮問を受けたものです。

北海道では、エゾシカについて第二種特定鳥獣管理計画を策定してきております。今回は、今年度のエゾシカの可猟区域、期間、捕獲数の制限について諮問を受け、答申をさせていただいております。

資料2-1に書いていますけれども、エゾシカの生息数もご案内のとおりですが、毎年調査から得られた結果について、平成23年度の基準年の値をベース100として基準化し、生息動向を相対値で表した個体数指数というのが概念で今まで検討してきているところです。

その結果、北海道の東部、北部、中部、南部いずれの地域においても増加傾向であるということで、道内全体でエゾシカの生息数は依然として高い状態で推移していると推定されております。したがって、引き続き狩猟による捕獲圧を最大限かけていく状況にあるという説明を受けました。

このような生息状況などを踏まえて、可猟区域・期間などについて審議をしたところでございます。

資料2-1の6ページに北海道地図がありますが、国で決めている狩猟期間は10月1日から1月31日ですが、北海道では、昨年度と同様に10月1日から翌年の3月31日までのA区域の183日間を基本としながら、農耕地における収穫、植えつけ等の作業との事故防止の観点から、規制が必要な地域においては若干の期間短縮をしたBからEという区域を設けております。

さらに、猟区として設定しております西興部村と占冠村につきましては、法律上の最長限度とされています9月15日から4月15日までの期間、さらに、メスジカを優先的に捕獲していこうということで、12月1日以降、銃猟によるオスジカの捕獲頭数を1日当たり1頭に制限することとしております。

また、希少猛禽類等、希少種の繁殖への悪影響を軽減するため、2月から3月に道北の一部地域で銃猟自粛区域ということで、最後のページのメッシュが切られているものです。

が、自粛期間を継続して設定するという提案を受けました。

以上の内容につきまして、部会で慎重に審議を行いました。

最大限の捕獲が必要ということは理解するが、来年度に向けてしっかりと検証、評価すべきところがあるのではないかという建設的なご意見も受けているところです。

答申自体は、附帯事項なしで原案のとおりということで答申しました。

1件目は、二つの附帯事項をつけております。

2件目は、附帯事項はつけておりませんが、最後に申し上げたとおり、次年度に向けての宿題が幾つか残されております。それらの宿題をどういうふうに解決していくのか、例えば、一つ目の鳥獣保護区特別保護地区の設定、涛釣沼特別保護地区の設定につきまして、どういうステップで特別保護地区の検討をしていくのか、大島のネズミ対策等についてはどういう段取りでしていくのか、次回の部会あるいは次々回の部会でロードマップ的なものを示していただくように私からお願いしております。

エゾシカの可猟区域・期間等につきましても、狩猟による捕獲圧と有害駆除による捕獲、さらに、その両者が混在することによる安全確保をどう進めていくのか、さらに、希少種の繁殖への悪影響を懸念した自粛区域が果たして想定とおり機能しているのかという検証、評価、さらに、それに基づく必要に応じた見直しを来年の猟期に間に合うように検討をお願いしております。

今回、どちらも狩猟期間が始まる直前の部会でございまして、そこで大きな変更を要求することが実質上難しいという判断をいたしました。特に、新しく鳥獣保護区をつくるという非常に大事な案件を今回の部会で先送りしてしまったら今年の狩猟が始まってしまうということで、特別保護地区にすべきという強い意見もあったのですけれども、それは宿題として残させていただきました。

以上、補足説明も加えまして、2件、部会で審議をさせていただいた結果をご報告いたします。

○中村会長 今回の説明について、ご質問等がありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、次に進ませていただきます。

報告の三つ目、温泉法の規定に基づく許可申請について、温泉部会の高橋部会長から説明をお願いいたします。

○高橋委員 温泉部会の高橋でございます。

私から報告させていただきます。

温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告いたします。

資料3になります。

当部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議し、その結果を北海道へ答申しております。

お手元の資料3-1の令和5年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和5

年6月7日に第1回温泉部会、9月4日に第2回部会を開催しております。

第1回部会の議案一覧を資料3-2、資料3-3、第2回温泉部会の議案一覧を資料3-4、参考資料を3-5に添付しております。

第1回温泉会では、知事から諮問のありました温泉掘削等の許可申請について審議し、第7号議案については審議保留とし、それ以外の議案については許可相当といたしました。

第7号議案を審議保留とした理由ですけれども、資料3-3の5ページ目です。

右上に別添2という資料があると思うのですけれども、申請された井戸の揚水試験が適切に実施されていなかったことから、申請者に対して試験の再実施を求めるということで審議保留といたしました。

次に、第2回温泉部会については、これも知事から諮問があった温泉掘削等の許可申請について審議し、全ての議案について許可相当といたしました。

温泉部会の審議結果は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明についてご質問はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 質問なしということですので、各部会で審議されて、親会で報告していただいた案件について終わります。ありがとうございました。

それでは、審議事項に入りたいと思います。

○吉中副会長 その前によろしいでしょうか。

これから審議事項に入りますが、前回の審議会で私からご質問しました地球温暖化防止対策条例改正の際に、審議会からの答申が事務局内部で恣意的に変更され、その説明も全くないまま素通りしていたということをご提起しました。これから慎重な審議を3件、4件としていくということですが、ここで我々が時間とエネルギーを使って審議をしても、その結果が事務局で変更されることがあるのであれば、審議の必要がないものと私は考えています。

したがって、その辺りをはっきりとご説明いただかないと、今日の審議はできないのではないかという懸念を持っております。

○中村会長 前回の吉中副会長からの質問に対する内容を言っていないと、他の委員はどんなことだったのかとってしまうので、その辺の説明をしていただきたいのと、本当に改ざんがされたのかどうかの事実関係を教えてください。

○事務局(尾原課長補佐) ゼロカーボン戦略課の尾原です。

今、お手元にお配りした資料に従って、北海道地球温暖化防止対策条例の改正についてご説明したいと思います。

前回の環境審議会の中で吉中副会長から、環境審議会の会場でこういう修正をしてほしいということを申し上げて、会長にご一任して、答申にはその内容が含まれたのですけれども、それが条例には全く反映されていないのはどういうことなのかと思っておりますと

いうご指摘がございましたので、ご説明いたします。

温対条例の改正に当たっては、令和3年10月に環境審議会に対して改正に当たっての基本的な考え方について諮問したところです。

お配りした資料の1ページ目に改正の経緯を書いています。その諮問をした後に、地球温暖化対策部会において調査審議を行うことが決定されたところでございます。

以降、計6回にわたり温対部会においてご審議いただきまして、令和4年8月に環境審議会から答申いただいたところでございます。

その後、令和4年9月から12月にかけて2回のパブリックコメントを行い、令和5年の2月から3月にかけて開催される令和5年第1回定例会道議会に改正条例の提案を行いまして、3月8日に可決成立、4月から一部施行、10月には完全施行されたところでございます。

その答申の内容と条例の条文については、スライドの2ページと3ページに記載しているところですが、ご審議の後に答申をいただいてから条例が可決成立するまでの過程においては、いただいた答申を踏まえて、庁内の法務部局との調整をしながら条文の検討を行いまして、パブリックコメント、道議会でのご議論を経て現在の条例となったところでございます。

その調整の中で、あまり細かく記載すると、かえって意味を狭めることになることから、より広い言葉、網羅的な表現に置き換えられたものと考えております。

○中村会長 特に、今配られた資料の裏側で、生物多様性保全への影響の回避最小化などということが右側に書かれてないのが大きな点だとか、その辺をもうちょっとつけ加えて説明してもらえませんか。

○吉中副会長 2022年8月の環境審議会で議論されました。その際に、審議会にまず事務局案として示されていたものには、答申と書かれてあるところの上から4行目、「特に気候変動対策を進めることによる～生活の向上を総合的に推進していくこと」というところまでが全く入っていませんでした。それで、この審議会において、生物多様性保全への影響の回避、最小化、本道の豊かな自然環境の保全というものをぜひ入れるべきだというご提案を申し上げました。その際に、委員からは大きな反対はなく、具体的な文言について会長のご判断にお任せするという事になったと記憶しております。

その後、会長と事務局で調整されたのだと思いますが、8月23日付の答申には今書かれてあるとおりの文言が入っていたということです。

したがって、当初の事務局案には全く入ってなかったものが審議会での決定により入った、それがまた外されたというのは、非常に大きな問題ではないかと考えているところです。

自然を活用した気候変動対策のほうは、先ほどご説明があったように、少し広く読めるようにということである程度理解できる場所もありますけれども、ここにつきましても、審議会では具体的な文言をご提案申し上げて、それを承認いただいたと私は理解しており

ますので、それが変えられるというのは私としては納得できないと考えているところです。

とにかく、一つ目のところは条例の基本理念です。条例の概要を示すものの一番最初に出てくるようなところ、ここに具体的な文言を入れるという決定がされたにもかかわらず、それをまた外したというのは、どなたが判断されたのか、お聞きしたいと思います。

○中村会長 事務局にお願いしているのですか。

今回、脱炭素の促進区域からどうやって外すかという議論も、この文言だと思うのです。皆さんは気候変動対策自体に異議を唱えることはないと思うのですが、環境審議会として生物多様性保全の回避最小化というのは、私も大事な文言だと思うのです。私はうっかりしていて、条例がどうなったのかをきちんとチェックしていなかったのですが、もう条例でできてしまったので、これをどうこうというのは今の段階では難しいのかもしれませんが、吉中副会長が怒っておられるのは、なぜそういうことになってしまったのか、広くということにしてみてもちょっと違うのではないかという意見だと思います。

これは、どなたに伝えていただくのが適当なのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） その点については、先ほどのご説明のとおり、表現が限定的過ぎるという法務部局からの指摘もありまして、より広い言葉で網羅的に表現するという事で、スライドの2ページ目ですと、環境の保全、経済の発展、道民生活の向上を統合的に推進するという大きな理念の中に、環境の保全というところに含んでいると理解しているところです。特に、これは条例の基本理念でございますので、かなり広い言葉で表現して、網羅的にこの条例の基本理念を体现すべきということでこのような表現になったと理解しております。

○中村会長 ほかの方々はどう思われますか。

○児矢野委員 今、お話を伺っていると、特に気候変動対策を進めることによる云々というのが限定的な意味があると解釈されているようですが、これが限定的な意味というのは日本語としてあまり理解できないというのが1点です。

それから、事務局案に入っていなかったものが答申で入ったということはやっぱり重要であるという審議会の判断があつて入ったわけであると思いますが、それがまた外されたということに関しては、事務局にそれなりの説明責任があるのではないかと考えます。

答申ですので、法廷拘束力はないにせよ、説明責任は恐らくあり、審議会の決定は重いということですので、もう少し説得的なご説明をいただかないと、いま一つ分からないというのが素朴な感想です。

○山中委員 この文言については、私も少し記憶がございまして、温対部会でまとめたものを吉中副会長が委員として見たときにこういう文言を入れましょうという発言があつて、その後、私も、温対部会でいろいろ審議した結果とそごがないので、もう一回、部会に戻すということは考えずに、これでオーケーだと発言した記憶があります。

○中村会長 ほかの委員の方々はいかがでしょう。

これをずっとやっても時間が過ぎてしまいますが、こういうことは委員と事務局の

間の不信感につながると思うのです。それはよくないことなので、わざわざ答申でこの文言が入れられたのに、もう一度、条例で消されたということは、何か意図的に生物多様性と気候変動対策のあつれきについて避けたいのかという憶測を呼ぶのです。それはよくないことだし、今、児矢野委員がおっしゃったように、少なくともきちんと説明があつてしるべきではないかという感じがします。蓋を開けてみたらこんな条例だったというのは、環境審議会としても議論がなおざりにされているという印象を持ってしまいます。

ということで、私はもう先に進めたいのですが、脱炭素の促進区域の議論について、そういうことはないと事務局に言っていたら——もちろん、細かい問題についてどうこう言っているわけではなくて、わざわざ環境審議会でこういった内容を加えてくれと言ったものが条例で消されているという事実関係があるならば、それは私もおかしいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 道として環境審議会に対してそれぞれの案件について諮問させていただいて、答申という形で道にご意見をいただいておりますけれども、環境審議会以外にも、道民の皆様からのパブリックコメントとか、道議会からもご意見をいただいて、そういったものも併せて検討した中で道としての政策なりを決めていくこととなりますので、条例とか計画とかいろいろありますけれども、必ずしも環境審議会の答申のとおり、必ずそうしますというところまでは断言することはできないということでございます。

○吉中副会長 それであれば、今日は審議できないですね。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） ゼロカーボン推進局長の高山です。

部下は言葉足らずでしたけれども、引き続き、道としては、委員の先生方にご検討いただいた答申については重く受け止めておりますし、当然、いただいたご意見を踏まえて、その後の手続として、道民意見を聞くためのパブリックコメントとか、そちらの意見も反映していきますし、道議会での議論も反映していくということで条例案を整理していくことになるのですけれども、今回については、いただいた答申の内容と異なるようであれば、丁寧に説明していくべきだったところが足りなかったと考えております。

今後については、そういうことがないように、丁寧に説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○吉中副会長 すみません。時間を費やす意図はないのですけれども、先ほど、今回の変更は法務部局との調整でそうなったとおっしゃいましたが、パブコメあるいは道議会での議論の結果、変わったということでしょうか。どういうパブコメが出て、どういう対応をされたのでしょうか。パブコメに提案された内容は答申内容どおりだったのでしょうか。パブコメに出されたものにも既に答申に書かれてあったことが省かれていたのでしょうか。

また、このことを蒸し返して、だから条例をやめろということを言っているわけではないのですけれども、今後のことがあると思うのです。今回審議して、またいろいろ答申が出ますが、今の局長のご説明では、その答申がパブコメにかけられる前、あるいは道議会にかけられる前に事務局内部で変えられることはあり得ないということだと思っておりますが、

今回、それが起きてしまったのではないのでしょうか。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 条例案については、道庁内部の話なのですが、条例にするに当たって法制文書的なチェックという作業をしております。また、道の内部で、関係部長を集めて、条例案の文言や、過去の経過なども踏まえて審議する場が設けられまして、そういった過程の中で条文案について、「てにをは」を含めて細かな修正が変わる機会があります。

今回の件につきましては、パブリックコメントでは特に意見はただいただいていませんし、議会においても修正等の議論がありませんでしたので、答申内容について、答申から条例になるに至ってこういう形で変更になったのは、法制文書的なチェックの中で修正されたと思われます。

○吉中副会長 先ほど言ったことと違うことを言わないようにしてください。先ほど、パブコメと道議会での議論ということをおっしゃいました。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 言葉足らずで申し訳ないです。その前の法制文書的な事務作業も当然入ってきます。

○吉中副会長 それでは、提案ですけれども、例えば、1 ページ目の下の審議会答申の後にパブコメの1 回目、2 回目とありますが、審議会の答申をパブコメの後にしていただくほうが建設的な審議ができるかと思えます。今後、そのようにしていただくことはできないのでしょうか。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） すみません。今、手元に制度上のものがないのですが、通例というか、パブコメの条例がまた別にございまして、それについては、答申案を踏まえた道案を作成し、道案に対してパブコメを行うという立てつけになっていますので、パブコメが終わった後に答申案という形にはなかなかないと思っております。

○吉中副会長 分かりました。

それでは、それを確認していただいて、ご報告をお願いします。制度上、どうしてもそれが無理ということであれば、パブコメの後にもう一度審議会を開催していただいて、ご報告いただく、協議の場をつくっていただくようお願いしたいと思います。

そこも踏まえてご回答させていただきます。

○児矢野委員 私の認識では、パブコメの前に答申をしなければいけないというルールはないのではないかと思います。国もパブコメを先にやっているのではないかと思います。

その辺りについては、きちんと制度上のことを調べていただいて、今回は非常に重い話だと思いますので、パブコメは答申の前にしていただくという形になるべくしていただけないかと思えます。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 私が経験した条例案や計画についての経験則でお話しした部分がありますので、詳細については、きちんとパブリックコメントの条例、他の各部局でも同様にパブリックコメントを行っておりますので、そこら辺の手続等も確認した上でご報告させていただきたいと思っております。

○吉中副会長 よろしく申し上げます。

1点、ご参考までですけれども、この後、審議になります生物多样性保全計画を前回策定したときは、パブコメの後に審議会を開催して、答申しております。

○山中委員 地球温暖化対策部会の際にも、私は途中から座長になりまして、そこで確認したことがあるのですが、諮問をされていて、私たちは温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について答申したので、条例について答申したわけではないのです。そこはとても重要なところであって、そういう意味では、答申の後に条例のパブコメがあってもおかしくないと思います。ただ、基本的な考え方と条例が異なる場合には、やはり説明責任があるという意味で、児矢野委員や吉中副会長の言うところも非常によく分かります。

ですから、このパブコメが先か後かというよりは、基本的な考え方に沿ってつくられたかどうかご確認くださいという審議会が開かれるのはありだろうと思います。

○中村会長 ほかに意見はありますか。

私も国の委員会にたくさん出ていますが、今、頭で思い浮かべた限りでは、パブコメ一覧がずっと出てきて、生物多样性国家戦略という上位規定的なものについてもパブコメがわっと出てきたのを覚えています。その後、そのパブコメに対してどう対応したかというものが出て、最終的にはそれを可決する形を取っていました。

でも、今回は、山中委員がおっしゃられたように、我々は条例を見ていなくて、あくまでも答申に関してやっているのだから、パブコメはあくまでも条例でやったということであるならば、それはどうなのかなという感じもします。

ということで、その辺を整理していただいて、こういった不信感が起こらないような手続を事務局はちゃんと踏んでください。そうでないと、例えば、今回の促進区域について、いろいろな議論をしたのに、あるところが省かれているということが起こったら、環境審議会の委員全員が不信感を持ってしまうと思います。ですから、くれぐれも手続の部分はきちんとやっていただいて、答申と条例の区別をして、だからこそパブコメはここでやるのだということをきちんと定めてください。

よろしいですか。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） はい。

○中村会長 それでは、今のような形で、手続についても検討していただくことにすることで、まずは信頼関係を持った中で次の議題に入らせてください。

まず、議事（2）の促進区域の設定に関する北海道基準（答申案）について、まず、山中部会長から答申案の説明をお願いいたします。

○山中委員 地球温暖化対策部会で審議した地域脱炭素化促進区域の設定に係る配慮基準案の答申案です。

それについて、資料4-1と4-2で説明します。

経緯として、本件は令和3年10月15日に基準の在り方について、知事から北海道環境審議会に対して諮問が行われ、地球温暖化対策部会において調査審議を行うことが同日

に決定されました。その後、省令、関係するマニュアルが整備されたことを契機に、この環境審議会が進め方が議論され、環境審議会ですべて審議した上、関係部会で審議することが決定され、令和4年8月以降も環境審議会ですべて審議が続いていたものであります。

本年の3月から5月にかけて、関連する部会、審議会などの意見聴取を踏まえた基準案の審議が本年6月に環境審議会で行われたことから、温対部会として答申案をまとめたものです。

本日は、その答申案について報告するものです。

では、お手元の資料4-1の(答申案)促進地域の設定に関する北海道基準をご覧ください。

以下、省略して答申案と呼びますが、この答申案は、今まで環境審議会ですべて審議された内容や、その後に環境審議会の委員から寄せられた意見を踏まえて、温暖化対策部会において審議して取りまとめたものです。

2ページ目に行きます。

第1章の基本的事項について、1の基準策定の趣旨を記載しております。

その中で、表にある地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示というところは、前の段階の事務局案では別の章にありましたが、この趣旨を考えると、基本策定の趣旨に記載すべきということで、こちら側で簡潔にまとめたものになります。

2の基準位置付けについてです。

3ページ目に移りまして、3の対象とする地域脱炭素化促進施設の種類を記載しており、太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電施設または熱供給施設も含めて、ご覧の9施設を書いております。

続いて、4の対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置形態、場所等についてですが、こちらは特例事項や適用除外について記載するところです。

特例事項については定めないこと、除外規定については、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものはこの基準の適用除外とすることにして、その趣旨が書かれております。

そして、5の基本的考え方については、前回審議会以降に寄せられた委員の意見を踏まえ、ここにありますように、例えば、国際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系や、アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって重要と考える自然及び文化的な景観・資源といった文言に修正しております。

4ページ目の6の基準見直しについては、後で説明します資料4にあるような附帯意見で意見することとしました。

5ページ目からは、各施設の基準です。

これは施設ごとにありまして、目次を見ていただければ分かりますが、5ページから79ページまであります。ただ、この中で、温対部会として親会の環境審議会でご審議したいことがあるというものを三つお願いすることとしました。

一つ目は、自然公園の普通地域と鳥獣保護区特別保護地域以外の地区については、植生

自然度の高い区域のみを除外するという答申案としております。

ただ、植生自然度の高い区域のうち、自然草原あるいは自然林に該当する区分10、9のみならず、自然林に近い人工林に該当する区分8についても除外すべきかということをご審議いただけると幸いです。

二つ目は、KBAは考慮対象事項に、IBAは再生可能エネルギーの施設の種類に応じて除外区域と考慮対象事項に設定しておりますが、これでよいか、ご審議をお願いいたします。

なお、地域として定められている範囲が非常に広く、人の居住や開発地域の島全域や市町村行政区域の全域または大半が含まれることから、市町村への影響を考慮し、考慮対象事項にしたほうがよいという意見も部会ではありました。

三つ目は、風力発電における鳥類センシティブティマップについては、注意喚起レベルA3以上の区域については事業の実施を原則避ける答申案としておりますが、一律に再生可能エネルギー事業の実施を避けるような基準を策定するところは、市町村、地域住民が協議し、合意形成を図る機会の喪失につながることも踏まえ、ご審議していただけると幸いです。

続いて、80ページに飛びますが、第3章です。

促進地域の設定等に当たっての留意事項については、再生可能エネルギー事業実施後のモニタリング調査の必要性の意見もありましたが、三つ目の丸ですが、順応的管理として同様の趣旨を記載しております。

また、部会では、この答申案をまとめるに当たって附帯意見をつけることにいたしました。それが資料4-2ですが、この説明をします。

これからこの基準を運用していく中で、道が考慮、配慮すべきことをまとめました。

四つありまして、希少種などの潜在適地のマップ等が整備されることが望ましいこと、保全対象からの隔離距離あるいは累積的影響など現在において確立していない技術的事項については確立し、公となった段階から基準の見直しに生かすこと、道が市町村に適切に支援すること、促進区域の設定状況を環境審議会に報告するとともに、必要に応じて基準を見直すことを記載しております。

私からの報告は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

何せ膨大な資料ではあるのですが、事前説明等で委員の皆様はある程度は見ていただいていると理解しています。

これからの進め方ですが、今、山中部会長から三つの論点があったのですが、それ以外にもあると思うので、一つ一つやっていきたいと思っております。

今の論点も含めて、事務局から審議事項について区切った説明をお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） それでは、お手元の資料4-3、地域脱炭素化促進区域の設定から係る配慮基準案についてという資料を用いてご説明させていただきます。

説明に入る前に、今、会長からもお話がありましたけれども、先般、委員の皆様は事前説明させていただく機会をいただきまして、事前説明の中でそれぞれの委員からいただいたご意見については資料4-7としてお配りしているところですので、併せてご参照いただければと思います。

それでは、資料4-3に従って説明させていただきます。

スライドの1ページと2ページは、制度と基準の構成について振り返りとして記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

まずは、基本的な考え方についてご説明させていただきますので、スライドの4ページをご参照ください。

前回の6月の親会での審議資料について委員の皆様からご意見をいただいた状況を示しております。

まず、Iの恵みをもたらす豊かな自然環境保全については、国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系にといた文言に対して、3名の委員の方々からご覧のようなご意見をいただいております。

まず、児矢野委員からは、国際的に保護されるべきとされているとするべきといったご意見、武野委員からは、国際的に保護すべきとされる保全地域といったご意見、吉中委員からは、保護を目的として国際的に指定されている保全地域の自然環境・生態系といった修正案をいただいております。

続いて、スライドの5ページ目は、「文化的に維持してきた自然景観・資源」という文言に対して、2名の委員からご意見いただきまして、児矢野委員からは「地域社会及びアイヌ民族により文化的に重要と考えられてきた自然及び文化的な景観・資源」とするべきであるというご意見いただきました。武野委員からは「アイヌの人々をはじめ先人たちが文化的に維持してきた」といった表現を追記してはいかがかというご意見いただいたところでございます。

続いて、スライドの6ページですが、最後3番目で、北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全といった柱立てに対して、児矢野委員から「北海道の基幹産業である第一次産業、観光業などが有する重要機能を支える環境の保全」といった修正意見がありまして、視点ポイントに対しても、「第一次産業の健全な発展を支える環境の保全」「観光を支える環境の保全」とするべきというご意見をいただいたところです。

このご意見を温対部会でお示しした上でご審議いただきまして、スライドの7ページ目に赤字で示している形で答申案をまとめていただいたところです。

恵みをもたらす豊かな自然環境保全については、国際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系、五つ目のアイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観・資源、柱立ての三つ目については、北海道の気候産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全、ポイントについては、第一次産業の健全な発展を支える環境の保全、観光支える環境の保全とし

て答申をいただいたところでございます。

児矢野委員の意見から、観光業のところは観光産業と変わっていますが、両方とも国の資料を拝見すると使われている言葉ですが、北海道の基幹産業という表現に合わせて観光産業となったところでございます。

事務局からの説明は以上です。

○中村会長 それでは、今の点についてはいかがでしょうか。

部会からの提案も含めてスライド7が提案ですので、それについてご意見をいただけるとありがたいです。

○高橋委員 取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。

いろいろな意見が反映されていて、非常によい案になっているのではないかと感じております。

二つお伺いしたいことがございます。

一つ目は、この基準案というものは北海道として、再エネとか脱炭素にどう取り組んでいくかというメッセージといたしますか、スタンスを示すような一面もあると思っております。

そういう観点では、道全体として見た場合に、今回はバランスが取れているかどうかということもどこかで確認することが必要かと思っております。北海道全体としての脱炭素や再エネの位置づけ、あるいは市町村とか地域の生き残り戦略、あるいは産業動態、そして、環境保全のバランス、いわゆる促進と保護のバランスについて、こういうふう考えたので、結果として現在はこの案がベターなのですということを具体的にお示しいただければ、道民の理解もより深まるのではないかと思いますので、ご説明をお願いできればということが1点です。

2点目は、先ほどもご説明がありましたし、事務局の事前説明にあったのですが、普通地域、KBA、IBA、センシティブティマップといった国の規制がかかっていないところにも北海道独自で制限をかけるという案なのかなと思っておりますが、実際に地図などを見てみると、広くて、これは強いところがあるのかなと感じております。

市町村や地域によってはかなり大きな面積が除外地域になる可能性があるということになりますと、道のほうであまり大きな網をかけ過ぎてしまうと、自治の基本ですが、地域のごことは地域で決めるというような地域の裁量を奪うことになってしまうのがちょっと心配かなと思っておりますので、この辺りを具体的にどう担保するのか、どういう議論があったのかも含めてご説明いただくと大変ありがたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村会長 どちらがお答えになりますか。

○山中委員 部会の取りまとめは私が答えるべきで、この前の委員の意見等は会長のほうだと思っております。

まず、案をつくるに当たって、十分に広い意見を取り入れたいと思しましたので、親会

の委員の意見はもっともであるという形の議論がなされました。これに関しては、親会でも部会でもかなり議論をしてきたものであります。その中で、部会長としての意見になるかどうか分からないですが、私としては、今、高橋委員が言ったように、いろいろな意味で具体的な案をつくるには困難なこともあります。附帯意見で申したように、今後、具体的な論拠がいろいろ出てきた場合には、この基本的な考え方に沿って修正していくべきである、そういう意味の基本的な考え方であると個人的に考えております。

その中で、今までの意見にあったところの文言として、赤字で書かれたところは大変重要な視点だと思って、部会案として修正をしたということです。

○中村会長 事務局としては、親会で議論してくれというスタンスだと思いますので、高橋委員のおっしゃっていた質問に答えられるかどうか分からないですが、これまでの議論の過程、もしくは、他府県でも議論されているものを参考にさせていただいたのですけれども、北海道として保全すべき、特に環境審議会として保存すべきことは何なのかということを見ると、この三つぐらいの柱になるというのがこれまでの議論の過程だったと思います。

特に、昨今、様々なあつれきをもたらしている自然環境との問題は重要ということで、できれば、自然環境が豊かな場所がなくて、既に手がついた場所で再エネ開発をしていただくのが一番いいのかなということで1番の議論がありました。

また、2番として、北海道ではまだそんな起こっていないかもしれませんが、斜面を切り開いて太陽光パネルをして、それが崩壊するという本末転倒みたいな議論が起こっています。これは経産省の委員会でも出てくるものなので、少なくとも災害が発生する可能性が高い場所は再エネ開発をするべきではないということが当然出てくると思います。

それから、産業面との調和も出てくるとということで、後でおっしゃったバランスを取らなければいけないというのは、我々にとっても重要な指摘だと思っていて、先ほど部会長がおっしゃられた自然度区分のどこまでを規制するかとか、I B A、K B Aの内容に対してどう対応していくかという議論になると思います。

お答えになっているでしょうか。

高橋委員から、これが足りないとか、こういうふうに直したらどうかという意見を言っただけのほうが良いような気がします。いかがでしょうか。

○高橋委員 お答えいただきまして、ありがとうございました。

十分バランスを考えた結果としてこういう案になったのだということで、何回もご説明をいただいていますけれども、それが再度確認されたと思います。

そういう中でも、広く地域の規制がかかってしまうところをどう担保していくのかということですね。そういうところで具体的なアイデアがあって、施策に反映できるようなものがあれば、そういう地域の方もある程度は理解をしていただけると思うのですが、そういうところは何か議論があったのでしょうか。

○山中委員 部会ではいろいろな議論がありました。一つは、自然に関しては、声なきも

のなので、我々専門家が答えなければいけないということで、ここで道基準をしっかりと定めるといふこともありました。先ほど紹介しましたけれども、地域のことは地域で考えてもらわなければならないので、一律に基準を強めればいいというものではないという趣旨の話があったということです。

そのために、附帯意見としては、基準というより、今後進めていく中でとても重要になるということ、資料4-2の三つ目の丸がとても重要だと考えてこの文言を決めさせていただいています。人的・技術的リソースに限られる市町村が促進区域を設定するに当たり、北海道が市町村を適切に支援することが望ましいというものが入っております。

○中村会長 よろしいでしょうか。

○高橋委員 ご説明いただきまして、ありがとうございます。

今ご説明いただいたように、道が支援していくというポイントは非常に重要だと思いますが、ややもすると、こういうものが具体的な動きがないまま進んでしまうこともありますので、特に促進地域でいろいろな戦略を持っている市町村には、具体的な支援をお願いできればと思います。

以上です。ありがとうございます。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 やや混乱しているのでお伺いしたいのですけれども、この議論の進め方です。

今、山中部会長からは、別冊の答申案のご説明があり、事務局からは資料4-3のパワポ資料のご説明があり、私の理解では、道基準案として出る本体は別冊となっているものではないかと思うのですが、これが別冊となっている意味が分からないのです。

私としては、別冊と銘打たれている本体について今日は議論すると思っていたのですが、今の感じだと、パワポの資料を議論していくというように見えるのです。本日の議論はどのように進めていかれるのか、教えてください。

○中村会長 私は、別冊について論点整理されたものが資料4-3だと思っています。温対部会するときもそうでしたが、これを全部読み出すと大変なことになってしまうので、きちんと論点を絞れば別冊と書いてある答申案が修正されるという仕組みだと思います。別冊の何ページの何がしとやられても、それが全体の中でどんな位置づけにあるのかが見えないので、事務局が論点整理をして、もしくは温対部会も論点整理をして出していただいたということだと思います。

○児矢野委員 そうすると、パワポの資料で議論した後に道基準案本体は議論しないということですか。

というのは、これが道基準となって、採択されるであろう形式のもので、ですから、これは文言が非常に重要だと思うのです。細かい第2章の基準を一個一個見ていくにはパワポのほうがいいと思いますが、基本的事項とか第1章と最後の第3章は非常に重要な

で、それ自体の文言も含めて議論すべきではないかと思います。構成と文言です。私は法学専攻なので、そう思うのですが、そういう時間をいただけるのかということをお聞きします。

○中村会長 では、両方を言ってください。

基本事項であるならば、何ページの何行目と言っていただければ分かるし、最後ならば非常に短い文章であるので、このパワポのこういうところを修正し、基本事項についてはこういうところを修正していただきたいという意見を言ってもらえればいいです。

○児矢野委員 それから、今、プロセスについての話が出まして、これは二つ目の質問ですけれども、私自身、非常に混乱しています。つまり、6月8日に親会があった際に、15分か20分ぐらいしか時間がなくて、意見を出してください、その意見は論点整理のために使います、今日は時間がないので、これはまた次にやりますという会長のお話で、議事録でもそうなっています。

ですから、当然のことながら、出した意見は、論点整理のためのもので、それをベースに足りなかったところを親会で議論すると理解していたのですが、その後、いきなり温対部会に答申案最終稿というものが送られていますので、結局、このプロセスはどうなったのでしょうか。

山中委員のお話で、温対部会のご議論はよく分かったのですが、温対部会に出る前に事務局が答申案とか最終稿と銘打たれたものがいかなるプロセスでつくられたのかがよく分からないので、ちょっと仰天したわけです。

温対部会に答申案とか最終稿が出ていますが、基本的に一度も突っ込んで議論をしておらず、委員が出した意見もあくまでも論点整理のためのものであるという話だったのだけれども、いきなり答申案が出てきたので、これはどういうことなのかとお聞きしましたら、それに関しては後で回答しますと言われて、その回答を全然いただけていないのです。

ですから、誠に恐縮ですが、6月8日以降のプロセスについて、今、高橋委員もお聞きになっているように、委員の皆さんも答申案が部会にかかるまでのプロセスが分からないので、そこのところをご説明いただけないかと思っています。

○中村会長 時間が限られているので、プロセスは大事だということは理解するのですが、中身の議論を最初にさせていただいて、後でプロセスの問題点を指摘していただくことは駄目ですか。

○児矢野委員 分かりました。では、そうさせていただきます。

○中村会長 それでは、基本的な考え方は、先ほど児矢野委員がおっしゃったように、文章では、2ページ、3ページ、4ページにかけてありますので、この両方についてコメントなりご意見なりをいただいて、修正があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉中副会長 部会からのご報告をどうもありがとうございます。

高橋委員のおっしゃっていることと重なるかもしれないのですが、都道府県基準

をつくるのは、地域脱炭素化促進事業を適切に促進していくためと理解しております。その意味では、高橋委員もおっしゃったように、北海道としてどこで再エネを導入していこうと思ってるのかという大きな絵は部会で既にご議論されているのかもしれませんが、基本的事項にはあまり書かれていなくて、基本的な考え方のところにも環境保全的な注意事項のような形で書かれていますが、その前段で、北海道としてこの促進区域をどう使って北海道ならではの再エネ導入、ゼロカーボンを達成していくのかということはこのに要らないのかという疑問です。

○中村会長 多分、こういうことを書くべきと言っていたほうがいいと思うのです。答申ですから、実際には我々が書き加えるというので問題ないと思いますので、今、吉中副会長がおっしゃったことをここに書き加える、それが足りないならば案を出していただけたほうがいいと思います。今すぐ文章として出すのは難しいと思うので、後でということになるかもしれませんが。

○山中委員 吉中副会長の言われることはもっともで、これは基準という意味で制限をかける方向の話にどうしてもなるわけです。地域で議論をするのだけれども、再エネを進めていくときにはやっぱり外すべきだという基準をかけるというところがあるので、そういうことでこれを読んでしまうと、これは促進ではなくて促進抑制になってしまうかもしれないという意味があったため、2ページの例示ですね。この中身はまさにこの親会で見直してもいいと思っているのですが、まず例示をして、こういうことを進めていくと書いてありますように、策定の趣旨とあります。なぜこれは趣旨なのかということで、こういうことをやってもらうということがあった後、では、基準というのは何ですかという話になりますので、策定の趣旨のところでは地域で考えていただくということが書かれております。

これは部会で出した案であって、決してこれをそのまま通すということではなくて、後のほうで出てくるように、ここは部会では決められなかったということを踏まえて、親会で審議していただきたいということです。ですから、小さな文言修正だけではなくて、大胆に変えることも部会としては構わないです。

ですから、吉中副会長から、今すぐには出ないかもしれませんが、そういう趣旨のものを入れるということで皆さんの意見が合えば、それでいいだろうと、私は、部会長というより、一委員として思います。

○中村会長 もう一度、どんなことを書き入れるか、いつまでもこの議論をやってられないので、そろそろ収れんさせませんか。

実は、一部の方々は既にご存じですが、私の任期は今年の12月で本当は一度切れていたのです。ただ、この問題があって、なるべく私の任期中にこの基準を決めたいので、1年でもいいから延長できないだろうかと事務局にお願いして、1年なら大丈夫ということで延長したのですが、この12月に会長を降りる予定です。

皆さんが、そんなものは気にしなくていいから、もっと長く議論したいというのなら別

ですけれども、そうではないのならば、なるべく収れんさせていって、もちろん今日決まればいいのですが、それは難しいでしょうから、予定させていただいた31日までには何らかの形で答申をまとめていきたいと個人的には思っています。ただ、無理にそれをやる意思は私の中にはないので、より書き込めるような形でコメントをいただくとありがたいです。

今の部分について、吉中副会長に文案をつくっていただいて、それを31日に議論するというのでよろしいですか。

○吉中副会長 北海道としてゼロカーボンをどう達成していくのかというのは、まさに温対部会でご議論されて、いろいろなことをまとめてきていただいていると思うのです。私は温対部会委員ではないので、その議論は全く参加しておりません。親会でご報告を受けて勉強している感じですが、まさに温対部会でご議論されてきて、それを出していくとすれば、どうやってこの促進区域の制度を使ってゼロカーボンに貢献するか、だから、北海道全体ではこんなことを進めていくのだということは、むしろ私よりも温対部会で議論していただくほうが適切かと思えます。

○中村会長 また温対部会に戻してというよりは、そういったものがここに書かれていないのが気になるということでもよろしいですか。

僕は、どういう文章になるのかが見えないので、もう少し具体的に説明していただきたいのですけれども、例えば、基準設定の趣旨のところ、ゼロカーボンを脱炭素の設定に関する基準に関連してどうやって達成するかを書くということですか。

○吉中副会長 まさに制限、制限という基準が一体何を指しているのかというところがぼやけているので、ご審議いただきたいという提案です。何をどうしろと言っているわけではありません。

○中村会長 分かりました。一つの課題として了解しました。

○山中委員 これは、基準のところだけを言っているもので、促進の話自体は、上の法律の地球温暖化対策推進に関する法律でと説明されているので、ここでは、ここに書いた表程度を具体化して、この基準としてはそれでいいのではないかと理解して、温対部会ではまとめております。

○児矢野委員 私は私混乱しているのですけれども、ここの基準設定の趣旨というのは何を書くのですか。

読んでいくと、温対法という法律に基づいてこういう基準をつくることになっており、都道府県がつくることになっているから道はつくりますということが書かれていて、その後、市町村が促進区域を設定し、事業をされてというように、法令の趣旨みたいな一般的なことを書いてあります。それを北海道はと書き直しているところが一部分あります。その後、地域の例示が来ているのですが、ここにこの例示が来るのも非常に唐突で、意味が理解できないのです。

なぜかという、基準設定の趣旨を読んでいくと、要するに、法令に基づいてこういう

基準が必要だから、こういう趣旨でつくることになっているからつくりますということが書いてあるわけです。先ほどありましたが、制限をかけると。基準だから、環境と両立するようなものにするために促進するのだけれども、基準をつくり出すという話のはずが、ここでいきなり経済的な話が出てきてしまって、ちょっと混乱しています。

むしろ、基本的な考え方のところで、これは細かい基準設定の方針ということなのだろうか。

ただ、吉中副会長がおっしゃっていることをお伺いしていると、この基準設定の趣旨に書くべき内容は、そういう話ではなくて、法律に基づいてつくるという趣旨の話と、もう一つ、北海道として基準の位置づけをどう考えているのかということを入れるべきではないかということだろうと理解しています。要するに、むしろ北海道の話なのであれば、吉中副会長のご意見は、基準設定の趣旨のところはマクロの話をもう少し書いて、基本的な考え方は基準設定のためのミクロの考え方を書くというご趣旨と考えればいいのでしょうか。

私がこれを初めに見たときに、法令に書いてあることをそのまま書いてあると思って、そういうものなのかと思っていたのですけれども、そうだとしたら、この表は非常に唐突なので、これはやめて、地域に貢献する脱炭素事業のところに注をつけて、これを入れるほうがすっきりするのではないかと思います。

そういうことで、やや混乱していますので、これをデザインされた事務局にお伺いします。

○中村会長 事務局に振ると、また事務局とのキャッチボールになってしまいます。

今、児矢野委員がおっしゃったのは、この表は必要ないのではないかというご意見ですね。

○児矢野委員 はい。

○中村会長 取りあえず、ご意見を聞いて、この場所だけでとどまってしまうと、中身の議論ができなくなってしまいます。できれば前に進みたいと思います。

○井上委員 今までの議論を聞いて、なるほどと思うところもいろいろあるのですが、まず、1ページ目のタイトルがよくないと思うのです。促進区域の設定に関する北海道基準ということですが、促進のための答申なのか、促進をする際に自然環境に配慮するための基準なのかということが明確になっていないのです。ここを明確にすることによって、この答申案の位置づけも明確になるのではないかと思います。

例えば、「北海道として促進区域を設定する際に配慮すべき基準」というタイトルにすべきではないかと思います。

というのは、資料4-3のタイトルと資料4-1のタイトルが違うのです。しかし、説明されているのは資料4-3の中身ですね。区域設定に係る配慮基準案です。そのことがタイトルで表明されていないので、そこをちゃんとすべきだというのが私の意見です。

○中村会長 私は、こうやって書くものなのかと思っていたのですけれども、資料4-1

の答申案のタイトルは、パートのタイトルに近い内容にしてもいいですか。事務局、教えてください。

○事務局（尾原課長補佐） 資料4-1の別冊のタイトルは、他県の例を参考に記載しました。特にこうしなければならないというものはないのですが、この別冊が何を定めたものかということが端的に分かるタイトルがよかろうと考えました。これは、国の基準ではなく、都道府県基準ですので、他県の例を参考にして、促進区域の設定に関する北海道基準としました。

○中村会長 私も井上委員のご意見に賛成です。

これだと、普通の人を読むと、促進するアクセルの方を設定するのかなと思ってしまうのです。ブレーキ側を議論する内容には見えないのです。それならば、まだパワポのほうが理解しやすいので、タイトルは再検討してください。

○山中委員 先ほどの話ですが、この表に関して、もともと促進ということですから、その趣旨がないと分かりづらいということがあったので、例示のようなものは残してほしいというのが部会の意見になりました。

ただ、児矢野委員が言っているとおり、基準をつくるので、5の基本的考え方から本格的なスタートな部分ですから、1は趣旨で、法律的な話であって、それにそぐわないというならば、アスタリスクをつけてどこかに載せていただくという形であれば、部会の意見と整合性は取れると思います。

○中村会長 先ほどの高橋委員のお話にあったように、私も温対部会に参加していて、何人かの委員から、規制を全てかけて自治体の選択権を奪ってしまうのは議論の本旨からそれるのではないかという意見がありました。

それをどう担保していくかというのは我々にとっても重要な課題で、その辺をイメージしてこれがここに入ってしまったのですが、僕も違和感があるので、できればそういった趣旨もどこかに文章として記載していただければ、それで事足りるのではないかという感じがしました。

ここの部分について、ほかにありませんか。

○吉中副会長 井上委員のおっしゃったことで、大変納得しました。

つくられている基準がどういう位置づけなのか、タイトルを設定に係る配慮基準案とすれば非常に明確になると思いました。

その意味では、ゼロカーボンをどう推進していくか、それに促進区域をどう使っていくかというのは、また別のゼロカーボン推進計画のようなものを引いてくればいいので、ここで入れる必要はないと思います。

そういう意味で、この表については、私も違和感を覚えますし、再エネを促進することで地域経済、社会にどういうメリットがあるのかということをごどこかで書くのはいいかもしれませんが、ちょっと本旨からずれてしまいます。

それから、内容につきましては、実は生物多様性保全上のメリットもあるのです、促進

区域を設定するに当たって地域で協議会を設定して、どこが大事で、どこを使うべきだという議論をすること自体が地域の生物多様性にプラスになって、結果、地域の社会、経済も回っていくということになろうかと思っておりますので、その辺りの表をどこかに入れられるのであれば、ご検討いただければと思いました。

○児矢野委員 ここに入れるべき内容として、自治体に不信感を持たれるかもしれないということを危惧されている方もいらっしゃると思いますが、環境省の省令も、環境省のマニュアルを見ても、都道府県知事への通達を見ても明らかなのですけれども、上乘せ、横出しを認めるものだと。つまり、改正温対法の第21条第7項を見ると、「都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする」となっているので、明らかに環境の保全に配慮するところがあるので、今、井上委員がおっしゃったことはまさにごもっともで、そのところははっきりさせたほうがいいだろうと思えます。

そして、上乘せ、横出しをそもそも法令上認めるものなのだという事は、どこかに書いていただいたほうがいいのではないかと思います。つまり、法令上、そういうことになっていると書いていただいたほうが、市町村としては道庁に対するクレームが来にくいのではないかと思いますので、それをご検討いただければと思えます。

○中村会長 宿題ということですね。やっぱり宿題が残りますね。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、今の基本的事項の文章どうこうよりも、答申案の内容についての意見が多かったので、事務局としては、次回までに、今の意見をどういう形でこの原案に取り入れるか、私も一緒に悩みますので、ご検討いただきたいと思えます。

続きまして、次の論点について説明をお願いします。

○事務局(尾原課長補佐) 次は、スライドの8ページの除外区域及び考慮対象事項への振り分け方についてご説明いたします。

スライドの9ページご覧ください。

6月の前回の環境審議会資料に対して、委員の方々からご意見いただいた状況を示しているのは同様でございます。

除外区域の振り分け方については、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確または図示されている区域であって、法令などで施設の設置が困難または施設の設置に許認可が必要な保全区域ということで6月の環境審議会資料としてお示したところですが、その文言に対して三つのご意見をいただいたところでございます。

まず、児矢野委員から、「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確または図示されている区域であって」については、過去の審議会でも限定的過ぎるので削除すべきとされているところだというご意見をいただいております。

続いて、吉中副会長から、「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域または環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、環境保全や防災上の重要性が特に高い区域であり、その範囲が明確な区域」とすべきというご意見をいただいております。

最後に、児矢野委員から、「法令等で施設の設置が困難または施設の設置に許認可が必要」というのも、過去の審議会で削除すべきと再三指摘されているというご意見をいただいております。

そういったご意見を踏まえまして、スライドの10ページですけれども、温対部会の中では、除外区域の振り分け方として、この三つの意見を参考にして、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域といった資料をお示したところですが、検討が必要な論点としまして、その範囲が明確な区域としている表現が少し不明確なため、全ての区域が除外区域に設定され得る可能性がある。また、文言を見たときに、除外区域と考慮対象区域の違いが不明確になるのではないかとということもありまして、市町村が除外と考慮の違いを理解することは困難になるという論点を示したところです。

続いて、スライドの11ページ目です。

考慮対象事項への振り分け方についてですが、まず、考慮対象事項への振り分け方として、赤い点線のところですが、促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域、地域脱炭素化促進事業の実施に当たり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項という6月の環境審議会の資料に対して、児矢野委員から、考慮対象事項への振り分け方は日本語表現として適切ではないので、考慮対象区域への振り分け及び考慮対象事項の設定に関する考え方とするのが妥当であろうといったご意見をいただいております。

今ご説明した除外区域の振り分け方と考慮対象区域・事項への振り分け方については、これまで、ある保全区域を除外区域と考慮対象区域・事項のどちらに振り分けるか、審議上、分かりやすく具体的に進めるために事務局提案としてお示したところですが、個別の保全区域についてどちらに振り分けるかという議論をすれば足りるのではないかとご意見を温対部会の中で賜ったところでございます。

説明は以上です。

○中村会長 この部分は、答申にも文章はないですね。

○事務局（尾原課長補佐） ないです。

○中村会長 この後に議論していく内容がここに文章化されて残っているというだけの話ですが、この文章表現は、後ろを議論していけば何らかの形で定まっていくような気がするのですが、取りあえず議題としてあるので、今の文章で納得がいけないということも含めてどうでしょうか。

○吉中副会長 除外区域あるいは考慮対象区域・事項への振り分け方を別に明記する必要

はないだろうというご判断は支持したいと思います。ここでこだわっていてもしょうがないので、具体的な区域で審議していけばいいのだろうと思います。

ただ、検討が必要と思われる影響のところの事務局の説明が全く理解できません。

例えば、スライド10ですけれども、定義が明確であれば、考慮区域と除外区域の違いが分からないというのがよく分からないです。その次の例も、重要里地里山の区域設定はないが、EADASでは楕円形で線引きされているため、明確な区域と解釈することができるとありますけれども、そこが重要なのであれば、明確に除外区域にすればいい話なので、説明がくどいというか、よく分からないです。私は、これが文章として残ることで、審議会でこんなことを認めたのかと思われるのが大変不安です。

○児矢野委員 資料4-3のパワポの資料は、どういう位置づけになるのですか。今後、残って、何か影響を与えていき得るのですか。単なる作業上の話なのですか。その位置づけについて伺いたいです。

○中村会長 環境審議会資料として出るかどうかということだと思います。

○事務局（尾原課長補佐） この資料については、環境審議会の審議資料になっていますので、対外的にオープンとなるところですが、別冊の北海道基準をご検討いただくに当たって、大きな論点や検討に当たって参考になるような情報を取りまとめた審議上の資料ですので、これそのものが基準化されるということはありません。

○中村会長 今、吉中副会長がこの文章は問題だと言っていたので、それは議事録として残るということで、あくまでも事務局提案の議事資料という形でオープンにされるということです。ですから、おかしいということだけをおいていただいて、後のほうで対象区域の議論をきちんとできればと思います。

○児矢野委員 そうであれば、おかしいということはこの資料の中に書いてほしいです。法律家は、審議プロセスを検討して、解釈のエビデンス資料として使ったりするので、この部分は、審議会として、日本語がおかしいから認められなかったというふうに資料の中に書いていただきたいです。

○中村会長 それは難しいのではないのでしょうか。

○井上委員 私はその必要はないと思います。

というのは、資料4-3の10ページ、11ページの一番下に、温対部会でこの表現などは審議せずに次の審議に移るという結論を書かれておりますので、それを了とするかどうかでいいと思います。

○中村会長 審議資料はあくまでも事務局提案ですから、それに回答まで入れてしまうと、当日の資料ではなくなってしまうので、取りあえず、意見として、議事録として残すということでお認めいただきたいと思います。

ここの表現の問題も含めて、先に進めさせてください。

次の論点の説明をお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） スライド12ページ目の除外区域と考慮対象事項についてご

説明いたします。

除外区域と考慮対象事項の具体的な基準案について委員の皆様からご意見をいただいておりますので、まずは、その意見に対する温対部会審議からご説明させていただきます。

スライドの13ページをご覧ください。

除外区域と考慮対象事項についての意見として、白木委員から、生物多様性の高い環境の指標種となるような種や希少種については、潜在適地マップを利用して生息率の高い区分は促進区域から除外する、あるいは、風力・太陽光・地熱発電事業では除外する、もしくは、配慮の必要な区域として生息確率の高い地区で事業を計画する場合の配慮事項として適切な保全が担保できるレベルのきめ細かな基準を明記することを提案しますというご意見いただいております。

潜在適地マップなどは、現在も温対部会の中で研究中でありまして、研究成果、研究結果や情報が更新されるものであり、マップは公表することで希少種の乱獲につながるおそれもあることから、この点については、将来的な課題として附帯意見でまとめてはどうかというご審議をいただいております。

続いて、スライドの14ページ目でございます。

児矢野委員から、環境影響評価法に基づく配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を道基準に明記するべきというご意見をいただいております。

あわせて、下段右側の1) 事業実施予定地について複数案を示し、それぞれについて環境影響に関する検討の経緯を示すこと、2) 想定される予測の不確実性の程度などについて、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理することを基準として盛り込むべきではないかというご意見をいただいております。

これは、温対部会の中で、北海道環境影響評価審議会及び庁内関係部局の配慮書段階での環境影響評価の視点で照会いたしまして、その結果が基準に盛り込まれていること、また、促進区域の設定のように、次期事業実施予定地を広域で設定すれば、そのことが複数案の検討を満たしたことになるということが、環境省のアセスの計画段階配慮書手続に係る技術ガイドに記載されております。かつ、配慮書段階では、施設の規模などが不明なため、不確実性までは分からないということを確認させていただいたところでございます。

続いて、スライドの15ページ目ですけれども、児矢野委員から、累積的影響が考慮事項に入っていない点について明示的に含むべきといったご意見いただいているところです。

これについては、温対部会の中で、北海道環境影響評価審議会の中でも長期にわたって検討しているが明文化できていないことであるので、附帯意見としてまとめてはどうかということで、附帯意見としてまとめることで審議していただきました。

続いて、スライド16ページ目ですけれども、吉中副会長から、市町村行政区域の全域が除外区域となってしまう場合の措置について、例えば、市町村全域が自然公園区域、鳥獣保護区またはKBAに指定される市町村については、自然公園の普通地域、鳥獣保護区の特別保護地区以外の地域及びKBAは除外区域として取り扱わず、考慮対象区域として

扱うこととするか、促進区域の設定に向けての検討に当たっては、これら自然環境の保護を目的とした区域の指定目的、趣旨を踏まえ、極力、促進区域から除外するよう努めるものとするといった特例を設けることを検討されてはいかがかというご意見をいただいています。

それを踏まえまして、温対部会の中で、スライド17ページの国立公園、国定公園及び北海道立自然公園についての検討がなされたところです。

資料4-4として、自然公園と鳥獣保護区、KBA、IBA、センシティブリティマップの図をお配りしてございますので、併せてご参照いただければと思います。

スライドの18ページに移りますけれども、国立公園、国定公園、北海道立自然公園の建築物その他の工作物の設置に関する規制状況を示しておりますが、特別地域については設置禁止エリアと許可制のエリアがあるところです。普通地域については届出制となっておりますけれども、スライドの19ページにお示ししているとおおり、吉中副会長から、これらの自然公園については、特別地域だけではなく、全域を除外区域とすべきというご意見をいただいております。

スライドの20ページですけれども、この点に対する検討が必要と思われる論点としまして、市町村行政区域の全域が除外区域となることで、この制度を活用できない市町村が発生した場合は、市町村や住民などが協議して合意形成を図る機会を創出こととなりますので、現状と変わらず、事業者主導で事業実施場所が選定され、実施され得ることが懸念されるということを論点として示しています。

温対部会の中では、国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域及び普通地域で植生自然度9及び10の地域、普通地域で植生自然度9及び10の地域を除外区域に設定することでいかがかという形で答申案をまとめていただいております。

ただし、普通地域の植生自然度は、9以上の区域でよいのか、8以上の区域にするのかは環境審議会でご審議いただけないかという形でご審議いただきました。

同様の観点で、スライドの21ページ目の鳥獣保護区についてもご審議いただきまして、スライド22ページの状況のように、鳥獣保護区は特別保護地区とその他の地区になっていまして、特別保護地区については建築物その他の工作物の設置が許可制となっており、そのほかの地区については特段の規制がないところでございます。

ここについて、スライドの23ページのとおり、吉中副会長から、鳥獣保護区は、特別保護地区だけではなくて、全域を除外区域とすべきというご意見いただいております。

検討の論点としまして、鳥獣保護区は、人が居住し、開発されている区域や島の全域もしくは島の行政区域の大半が除外区域となる設置町村が発生する可能性があるといった論点をお示ししておりますが、ここも自然公園の普通地域と同じような扱いで、鳥獣保護区の特別保護地区及び特別法地区以外で植生自然9及び10となる地区を除外区域に設定してはどうか、植生自然度9以上のところを除外するのか、8以上のところを除外するのかという論点については、環境審議会でご審議いただきたいと温対部会ではご審議いただきま

した。

説明は以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

山中委員、どうぞ。

○山中委員 温対部会での審議について補足をしたいと思います。

先ほどありました39ページ参照というのは間違いで、41ページではないかと思いません。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。失礼しました。

○山中委員 39ページからどこに飛ぶかということ、資料4-2の附帯意見です。

そういう意味で、累積とかいろいろなものがあるところに長期の話を基準として設けるのは難しいので、附帯意見に飛ばして、今後ちゃんと議論をしていきたいと思いますというようにしていますので、むしろ、ここをよりよくしたいのであれば、附帯意見をしっかりと書いていただきたいと思いますと部会では考えております。

それから、普通地域の設定の仕方に関しては、スライド19ページの吉中副会長が出した植生自然度というのがキーで、吉中副会長は全域を除外すべきということにしているのですが、市町村では除外ではないと考えてもよいような場所がありそうであるということ考えたときに、9とか10、あるいは8もそうかもしれないという議論がなされました。

ですから、ここに関しては、自然保護という意味では、温対部会は必ずしも専門ではないところがありますので、やはり親会で審査していただきたいということです。

ですから、ここに関して、温対部会で9と10でなければならないという主張は全くありません。ただ、温対部会として意見がいろいろありましたが、全ての市町村ができないという取扱いについては、特定の全く駄目だとなったところだけに適用するよりは、北海道全体でこういう基準でいきたいと思いますというほうが望ましいという趣旨が入っております。

以上、補足説明でした。

○中村会長 ありがとうございます。

確認ですが、今の答申では9、10ということを書いてあると理解していいですね。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○中村会長 それでは、今の事務局説明についてご意見をお願いします。

○吉中副会長 ようやく具体的な基準案が出てきたということで、これからまさに実質的な審議ができるものと期待しております。

今、山中部会長から例として挙げていただいた植生自然度をどこまでというお話ですけども、これはまさに自然環境部会の専門委員を含め、知見のある方の中での審議が必要な事項と考えております。この中にも自然環境部会に配属されている委員もいらっしゃいますけれども、残念ながら専門委員は親会に出席されておりません。ですので、自然環境部会で鳥獣保護区あるいは自然公園のどこが本当に大事なのか、それが道内のどこにあって、どういう重要性を持っているのかは、そういう専門委員を交えて審議をしていただき

たいと思います。それをするスタート地点によろやく立てたと感じております。

細かいところでいろいろな意見がありますけれども、まずは自然環境部会で審議させていただければと思います。

○中村会長 10月31日の前に議論していただくと私としては大変助かるので、その方向でやっていただけるならば、ぜひお願いしたいと思っています。

○吉中副会長 自然環境部会の委員の日程調整はこれからですが、私の個人的な印象では、ちょっと無理だと思います。

○中村会長 無理なのですね。事務局からの説明では、10月31日の親会である程度答申案が出て、細かいところは会長一任にならないと、パブコメと議会を通す形にはならないということだったので、今の吉中副会長の主張でいくと、自然環境部会を優先して、その後に親会で審議して、ただ、そうすると、私の任期が終わるまでに答申できなくなってしまいますし、仮に吉中副会長のご意見が皆さん大事だと思うならば、31日はキャンセルして、ほかの日にやったほうがいいのかなどという感じさえします。もう一度設定し直したほうが良いと思いますが、皆さんはどうでしょうか。

○児矢野委員 私も自然環境部会の委員ですけれども、吉中副会長のおっしゃっていることを支持します。

自然環境部会では、毎回議論がかなり活発に行われていまして、これは非常に重要なことなので、公開の場の、議事録の残るところできちんと審議をしていただいたほうが良いと思います。中身をよいものにしたいというのは中村会長も同じ思いだと思いますので、そういう意味において、よい案をつくるためには、専門的知見のある、専門性をきちんとインプットできる場所で審議をさせていただくほうが良いと思っています。

中村会長の思いはすごくよく分かるのですが、これをよいものにするためにもお認めいただけないかと思います。前回の自然環境部会の中でも、こちらのほうに具体的な案を回して審議できないかという要望が強く出ていますので、私も吉中副会長のおっしゃることを支持させていただきたいと思います。

○中村会長 吉中副会長から、次回の自然環境部会があるのでということは内々に聞いておりました。それで、事務局に、とにかく早く日程調整して、できれば31日より前に何らかの形で設定できないかとお願ひしていますが、できないという結論なのですか。

例えば、これは吉中副会長が決めることではあるのですが、人数が成立しないということになってしまうのか、その辺についてはどうなのですか。事実関係を教えてください。

○事務局（橋本課長補佐） 自然環境課の橋本です。

現在、日程照会をかけていますが、23日の午後か24日の3時以降で、今日、小椋委員を会長から部会委員としてご指名いただきましたので、その両日は7名の過半数の出席が可能ということを確認しております。

○中村会長 専門委員の方々の出席が足りないというのが吉中副会長の思われていることだと思います。

児矢野委員のご意見を聞いたので、ほかの委員のご意見も聞きたいと思います。

事務局に伺いますが、31日の親会が実施できないとするならば、今年度の答申は、議会にかけることも含めて、スケジュール的に無理となるという理解でよろしいですか。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） はい。

○中村会長 ということは、私の任期中にパブコメにかけることもできなくなるということです。

お二人の委員からは、会議をやらないと議事録に残らないから駄目という意見が強く出てくると思うのですが、私は、事前にきちんとご意見を聞いて、それを反映するという個別説明でもできるような気はしているのです。それが自然環境部会として成立するならば、それは決して悪い方法ではないと思います。

ということで、ほかの委員にもご意見を言っていただきたいと思います。

○高橋委員 1点お伺いしたいのは、今、会長がお話になったように、31日に間に合わない今年度の条例化が難しいということになると、実際に促進区域を予定している市町村等に不利益が生じることになると思うのですが、どれぐらい影響が出そうかということももし分かれば教えていただきたいと思います。そういうことも含めて進め方を検討したほうがいいと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 今、高橋委員からご質問をいただきましたけれども、今年度の春の時点で具体的に基準を検討しているところはもう9市町村ございまして、その中には、昨年度から具体的な促進区域の設定を検討して、2年計画や3年計画で進めている市町村がありますし、今年度中には基準を策定したいという意向を示している市町村もあります。

また、この6月の道議会でも、高橋委員の懸念のとおり、市町村の地域の脱炭素化を阻害しないためにも、早期に基準策定が必要である旨の指摘もされているということをつけ加えさせていただきます。

○高橋委員 となると、早めに何とかまとめたほうがいいと思いますので、私は会長のご提案に賛成いたします。

○中村会長 一人一人の委員に聞いていってよろしいですか。

中津川委員、どうですか。

○中津川委員 どっちとも言えないですけども、自然環境部会で植生の分類でご納得いただけるかどうかも見えないですし、これは全て除外すべきだという対立がもしかしたら出てくるかもしれないので、また調整ということになると、31日に間に合うかどうかというのが見えないと思います。最大限、31日間に合うように努力はすべきだと思うのですが、もし合意形成が難しいということであれば、少し延期ということもやむを得ないという気がします。

○中村会長 合意形成というか、基本は親会が決めるマターなのです。最終的にはですね。自然環境部会のご意見を聞いて、親会としてどんな結論を出すかというのがプロセスです。

から、最終的には親会が決めればいいのですが、その前に8から9がいいのか、10がいいのか、もしくは全体として駄目なのかということは、ご意見をいただいて、31日に決定したいと私は思っているのです。

問題は、部会としては成立するのですが、その知識を持った専門委員に欠席される方が多いのだと思います。そこが吉中副会長が苦しんでいるところで、そうであるならば、個別に委員に伺って、意見を集約して、本人のご了解も得て、そういうやり方で31日までに意見を出していただくのが一番いいと個人的には思います。

○中津川委員 それは、最大限の努力をすべきだと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

能條委員、お願いいたします。

○能條委員 難しい判断かと思いますが、私は自然環境会の意見を聞くべきだと思います。聞き方の問題はあると思いますが、今、人の都合の諸事情でこの時期までに決めなければいけないということはあるにせよ、やはり、自然に手を入れるということは、一回やると取り返しがつかない可能性もあって、それは、この基本にもある、恵みを与える自然というのが未来にわたって恵みを与えるものに足り得るかというところに抵触しかねないところだと思います。

また、この審議会が自然環境部会というものを持っていて、その英知を集めて審議するというシステムができ上がっているわけですから、こういうところでそれを生かさない手はないと思うのです。

ですから、少しつらいところはあるけれども、吉中副会長がという意味ではないですが、部会の方々が納得するようなアイデアを出していただいて、それを基に私たちがここで安心して議決できるということを目指すべきではないかと思います。

○中村会長 突っ込んで聞いて、すみません。それは自然環境部会の親会に参加されている先生たちはいいのですけれども、専門委員として参加している委員は親会には参加できないということで、特に専門委員の方々にご意見を伺いたいと。そして、先ほど言ったように、31日までにできないとおっしゃったのは、その方々が参加する日にちがそんなに取れないと。それで、私は個別に伺ったらどうかという提案をしているのですけれども、それでは駄目だということと考えていいですか。

○能條委員 そういう意味ではなくて、今の会長の提案を吉中副会長がどう思うかを私はまだ聞いていないので、吉中副会長が次善の策としてそれでやることは可能だということであれば、それでいいと思います。

○中村会長 失礼しました。

それでは、吉中副会長、私の提案はどうですか。

○吉中副会長 私は、自然環境部会での審議が必要ということをお願いしています。有識者会議ではないですね。意見を承る会ではなくて、審議をすべき会議ですので、事務局から個別説明を受けたときに、私はすごく嫌な思いをしたのです。率直に申し上げますけれ

ども、そういうやり方はできるだけ避けるべきだと思います。公開の場で審議をさせていただきたいというのが私の考えです。

○中村会長 私は、いろいろな会議の中で個別説明も受けてきたし、今の国の会議でもそれを随分やっていて、僕は決して悪いやり方ではないと思います。会議の時間は限られてるし、回数も限られているのが普通ですから、私はそこは柔軟なのですが、今のご意見を聞いてどうですか。

○能條委員 私は、吉中副会長のご意見を尊重すべきだと思います。

○中村会長 分かりました。

山中委員はどうですか。

○山中委員 私は、最終的にいいアイデアが出ればいいので、どちらの方法でもいいと思っております。

ただ、温対部会としては、全ての地域を除外とすべきというのは違和感があるし、もう少し何かいいアイデアがあると思って、吉中副会長の植生自然度別の面積のものが出たので、これに乗ったということです。したがって、この本当の専門家ではないので、自然環境部会の委員に聞くなり、部会を開くということに対しては賛成します。

ただ、先ほどのように全ての場所かということについては、親会でそういう結果になったときに、今度は私たちの部会の専門委員が納得するかという、何かプロセスは入れなければいけないであろうと考えます。

○中村会長 ややこしい話にせずに、今、議論したいのは、部会は31日までに開けませんということだったので、私は案として、23日か24日で成立するならば、欠席される専門については個別にインタビューして、その意見を集約するということではいかがかという案はどうですか。

○山中委員 両方ともは駄目で、1個を選べというのであれば、僕は中村案でいいと思います。

○中村会長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 今の論点は、自然植生度8をどうするか、というところと私は理解しています。というのは、温対部会から環境審議会で審議いただきたいというのは8以上の区域にするかどうかというところですので、そこに絞った議論を自然部環境会でやる必要まではないと思います。意見聴取で結構かと思います。親会から自然環境部会の専門委員も含めて意見聴取をして、それを親会として審議すべきかと思います。

結論から言いますと、会長の案に賛成でございます。

○中村会長 瀧波委員はどうでしょうか。

○瀧波委員 専門家によるしっかりした審議をするということは必要だと思います。

ただ、ある程度のスケジュール感をもって進めなくてはいけないということも事実ですから、今言われたようなことでできるのであれば、私も23日か24日に事前に説明をして、意見を聴取して進めるといった中村案に賛成したいと思います。

○中村会長 東條委員はどうでしょうか。

○東條委員 私も意見聴取でいいと思います。

○中村会長 オンラインで参加の高橋委員からは先ほど意見をいただいたので、佐々木委員からお願いします。

○佐々木委員 私としても、意見を聴取する機会をちゃんとつくっているのであれば、日数が若干短いという問題がありますけれども、手続の適切性は確保できるのではないかと思いますので、結論は中村会長の案に特に反対するものではございません。

○中村会長 以上で全員の意見を聞きましたね。

それでは、全員の意見を聞いた上で、児矢野委員、どうぞ。

○児矢野委員 私は、やっぱり審議をすべきだと思います。

この点は確かに温対部会からかかっていますけれども、過去の議事録を全部読みました。その結果、自然環境部会のほうでは、とにかく具体案を審議したいということが再三出ていまして、それは異議なしで決定されています。それは吉中部会長がご存じです。この基準案の中には、自然環境部会の所掌事項であり、自然環境部会の部会委員が非常に専門性を持っているところが非常に多く含まれるのです。

その意味においても、ここだけではなくて、全体をきちんと審議にかけるべきであろうと思います。

これまで自然環境部会で、関連する事柄についてはかなり活発に議論をしています。したがって、私は、別の委員からの意見聴取だけでは難しいと考えています。

もう一点申し上げたいのは、先ほど申し上げかけて、後にという話になりましたけれども、6月8日以降、事務局が委員から意見を聴取した後のプロセスで、吉中副会長が大変不快な思いをされたとおっしゃっていますけれども、今日ここにいらっしゃらない委員が、事務局からオンラインで確認ということで、3時間、協議に付き合わされて、その3時間の中で、自身の意見の妥協を迫るようなことを随分されたということです。実際に親会の中ではある委員とある委員の間で意見が違うけれども、それについてどう思うかということも聞かれたと言っています。

こういうことは、ほかの委員はされなかったのです。だから、今回は自然環境部会全員にするということかもしれませんけれども、今回の6月8日以降のプロセスについては非常に疑義を持っています。

そういう経緯もあるので、議事録も残らず、一体どういう形の話になるのかというのが分からない状況の中でやるというインフォーマルなものはなるべく避けるべきだと思います。

もう一点は、年度末の道議会で通らなかったとしても、その次の道議会が6月にありまして、そこで通る可能性高いわけです。とすれば、2か月間です。2か月間であれば、北海道の将来に禍根を残すようなものにするよりも、きちんと専門性をインプットできる形で審議をするのが妥当であると私は考えます。

それから、スケジュールの問題です。

これは後で申し上げようと思っていましたが、やはりアセス審に意見を聞かないことに、つまり、審議をしないということに私は反対しています。これは後で申し上げますけれども、改正温対法の趣旨、さらには令和4年4月1日に環境省から都道府県知事に通達が出ていまして、その通達の中にも、累積的影響評価と配慮書の手続の省略に関しては道基準できちんと入れるべきであるということがはっきり書かれています。したがって、これは附帯意見で入れるような話ではなく、かつ、親会も温対部会も専門性がないので、これはアセス審に回すべきであると考えており、以前からこの会議でアセス審にきちんとした具体案を回すべきだということは何回も出ていますし、そういうふうに決定もしています。

なので、アセス審に回す可能性も含めれば、当然、31日に最終的に答申の最終承認をするのはほとんど無理な話ですから、私は、そのことも踏まえて、31日に何とか通すために無理やりアセス審と自然環境部会の審議をすっ飛ばすというのはやめたほうがいいと思います。

○中村会長 ちょっと言葉が過ぎると思うのですがけれども、すっ飛ばすなどとは我々は思っていないくて、全員が専門性ないということも思っていないくて、親会の委員である以上、ある程度のアセスに関する知識もあるし、自然環境に関する知識もあると私は思っています。

ということで、いろいろな考え方あるのはいいのですが、取りあえず、今の児矢野委員の意見を聞いた上で、先ほどのご意見からどういう形で考えられるか、なるほど、児矢野委員の言うとおりでということアセス審議会も含めてかけ出すと、さらに時間がかかることになると思います。それを含めて、何か意見を変えられる方はおられますか。

私は、今はアセス審のことは入れていなかったのですが、そういう発言をされたので、きっとそれも児矢野委員にとっては重要な案件なのだと思います。

私は、親会のメンバーがそういう見識を何も持っていないとはとても思えないのです。それぞれの部会なりアセス審議会なりの委員も兼ねておられるということは、親会でその意見を代表していただければ、親会でもきちんと議論できると私は思っています。

ということで、意見に変わりがないとするならば、少なくとも私が今日参加されている一人一人の委員に確認した限りでは、31日に会議を開いて、そこで答申を出す、しかし、自然環境部会については、23日、24日が可能ならば、でも、これは私が命ずることはできないと思うのです。自然環境部会が自ら決めることだと思うので、それは吉中部会長も含めて決めていただいて、23日なり24日なりでやるのが不相当だということになった場合は、31日は親会を開催させていただいて、そこで答申案を決めるということでしょうか。

もしくは、23日、24日がよいということであるならば、先ほど言ったように、会議を開いていただいて、来られない専門委員の方々には、今回の答申の議論を事務局から伝えて、それが議事録として残るかどうかというより、ここでも既に書かれているような形

で要点を絞って、きちんとこの会議に出していただくということで、審議はできないのですが、そういう方法を取りたいと思います。

多数決でやることではないですが、それで同意いただけないでしょうか。

○児矢野委員 31日に答申案の最終承認というのは、初めから前提としてありきですか。

○中村会長 そこで本当に駄目になったら、最後は多数決で決めようと私は思っているのです。

○児矢野委員 31日にということですか。

○中村会長 はい。

○児矢野委員 私が一つお聞きしたいのは、6月の道議会では駄目なのですか。どうしても3月の道議会でなくてはいけない理由は何なのですか。

○中村会長 それだったら、6月ではなくて、9月でも12月でもいいという議論だってあり得ますよね。私が言っているのは、先ほどもおっしゃられたように、8、9、10とか9、10を議論する以上に早く出すことのほうが重要だと思うし、この状態で次の会長に渡してしまうと、次の会長は混乱すると思うのです。

そういうことも含めて考えると、私のバランス感覚は、今年度中にきちんと出して、自治体も動けるようにするというのが一番妥当なのではないかと思っています。

○児矢野委員 そうすると、アセス審の問題も含めて、2か月間のために全体の専門性の部分に関して、やはり、アセス審の専門家と親会の専門家は専門性が違うと思うのです。その部分は、2か月間を早めるために……

○中村会長 2か月で収まるかどうかなんて保証できませんよ。今の議論であれば、さらに遅れる可能性だって十分あります。

○児矢野委員 だから、2か月なり3か月なり、とにかく質よりもスピードのほうを取るということですね、会長の考えは。

○中村会長 スピードというか、ある物事には期限を持ってやるべきだと思っていて、それは、今年度議論してきた中である程度の見通しがついたと思っっているのです、その中でやるべきということです。私は、いろいろなところで意見が収れんできないのに、ただ突っ走る形で決めているつもりは全くないです。この内容でも十分いけるのではないかと個人的には判断しています。

取りあえず、今のこの件についてご意見はありますか。

○吉中副会長 ご意見をどうもありがとうございます。

植生自然度のところに焦点が当たっておりますけれども、それは自然環境部会で審議すべきところのごく一部であることをご理解いただきたいと思います。それ以外にも、KBAの話や天然記念物、センシティブティマップの話や、全般にわたって自然環境保全の観点から審議すべきことがいっぱいあるという認識を私は思っております。ですから、9にするか、8にするかという意見を聞くのでは全く足りなくて、この人はこう思うけれども、私はこう思うという審議がやはり必要ということです。

例えば、部会長の意見ではなく、私の個人的な意見としては、例えば、KBA、IBAのところ、IBAは太陽光発電施設では市街地を除いて除外区域に設定しとありますけれども、そうすると、9とか8とかではなくて、市街地だけを除けばいいという話にもなるので、そういうことも含めて、非常に大きな話になると思います。

○中村会長 大きいかどうかは別にして、9、10以外の議論も自然環境部会できちんとやりたいということは理解します。ですから、私もやってくださいと思っています。

それでは、先ほど言った手続でよろしいでしょうか。それに異議あるということであっても、どこかで決めていかなければいけないので、親会としては、23日、24日のどちらかで部会を開催していただいて、欠席される専門委員の方々については個別に意見を伺って、集まった自然環境部会委員の中ではしっかり審議していただいて、8、9、10にかかわらず、全ての問題について審議していただいて、それをもって31日に答申を出すということで会長としてはまとめたいたのですが、いかがでしょうか。

○児矢野委員 アセス審のほうはどうなるのですか。

つまり、私はまだアセスの環境影響評価の配慮書手続の省略の話も累積的影響について意見を申し上げていないのですが、その点はこの審議会で全くお聞きいただけないままに31日にやるということをお決めになるのですか。

○中村会長 アセス審と今回の答申について説明していただけますか。

○事務局（尾原課長補佐） 事務局からご説明します。

アセス審議会については、これまで、制度説明で1度、基準審議で2度のご審議いただいているところでございます。具体的に言いますと、令和5年1月26日の令和4年度第9回アセス審で制度説明を行いまして、3月の令和4年度第10回アセス審で基準審議、さらに、本年5月令和5年度第1回アセス審においても基準審議をしていただいているところでございます。

基準審議については、1月に親会でお示しした具体的な除外区域と考慮対象区域の案をお示しした上で、アセス法の配慮書手続が省略される観点から除外区域案、考慮対象区域案、考慮対象事項案に設定されている区域、収集すべき情報及びそれらに設定する根拠、適正な範囲のための考え方についてご意見をいただきたいということと、環境アセス審で実施されている環境影響評価の累積的影響について、配慮書の段階でどのような配慮を求めているかご意見を賜りたいということでご審議いただいております、その結果、ご意見をいただいたものを6月の親会の資料に反映してご審議いただいております。

○中村会長 私は、その審議を基にして今回の案ができたと思っています。そういう意味では、今回の議論については、当然、アセス審議会に意見を照会する時間はないので、取りあえず、今の経過で意見は伺ったと思っています。

○児矢野委員 アセス審に言っているのは、6月8日に具体的な基準案が出る前ですね。私がアセス審の委員から聞いているところでは、何を付託されているのか、何を聞かれているのかよく分からないという意見であったということです。

したがって、具体的な案が出た段階で、それをアセス審にかけるということをしなければほとんど意味がないのではないかと思うのですが、アセス審にかけたのはいつ頃の時期なのか教えてください。

○事務局（尾原課長補佐） アセス審に審議をしていただいたのは、1月の制度説明と3月の基準審議、5月に基準審議の計3回行われています。

1月の親会で基準案をお示しして、ご審議していただいた後に、関係する部会とかアセス審への意見照会に移りますということを経済審議会に決していただいて、その方法については会長一任ということまで進んできたところと了解しているところです。

○中村会長 私は細かい時期まで全て覚えていないのですが、私が提案しているのは、年度内の決定を目指すということだと、これ以上、アセス審議会にかけてまた戻してというキャッチボールをしていると、それはできないということで、今のところは考えていません。児矢野委員がそれに反対されるのは分かります。でも、ほかの委員も含めて、それでよしということであるならば、私は前に進めたいと思います。

○吉中副会長 私は、過ぎたことを掘り返すのはあまり好きではないので、前に進みたいのです。そういう意味からすると、今お示しいただいた資料4-2の附帯意見の多くの部分は基準に盛り込むべきだと考えています。これを基準に盛り込まないで先送りにすると、きっと後で禍根を残すことになるという非常な危機感を持っています。

最初に山中部会長からご説明があった三つ目の丸で、市町村を適切に支援することが望ましいということは非常に重要なのだとおっしゃったのですが、いみじくも重要だとおっしゃったということは、これはまさに基準に入れるべき話だと思います。

また、アセス審のほうですけれども、配慮書手続がなくなると具体的にどうなるのかということですね。どこまでイメージできるか分かりませんが、あるアセスの案件の計画段階環境配慮書に対する業者と北海道あるいは環境影響評価審議会との問答集といえますか、やり取りをまとめたものがあります。毎回、環境影響評価審議会が様々な分野の先生方に集まっています、このように議論しているということです。

どんなことが言われているのかというと、例えば、区域周辺に複数の移動中または計画中の風力発電事業があり、累積的影響が生じる可能性があるほか、本事業の事業実施想定区域が他事業の区域と一部重複しています。そこで、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することが有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います、他事業と環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かをご教示願います、こういう質問を業者に出して、業者から何らかの回答が返ってきて、さらにそれに対して専門的な見地から業者に確認をするというやり取りを丁寧に行っているのですが、それを地域の協議会に丸投げで大丈夫ですかと、私はすごく心配しています。

配慮書手続がなくなって、その部分は地域の協議会の議論でオーケーですよと言っているわけですが、ここまでやるために、この三つ目の丸で言われている市町村を適切に支援するというのを、一体何をもって支援するのか、環境省なりが出している、あるいは

は北海道がまとめられている環境影響評価の技術指針だけで足りるのか、あるいは、その技術指針に書かれてあることはこの基準にすべからず書かれてあるのか、技術指針では読めないことはこの基準でどういうふうに丁寧に説明されているのか、具体的に計画段階配慮手続をする際に市町村はどこまでしなければいけないのか、そういうことがこの基準でどこまでカバーできているのかというのは、やはりアセス審の方々に聞かないと分からないのではないかと思います。

○中村会長 プロセスとして、いろいろなところに聞かなくてはいけない、聞かなくてはいけないとあって、そのキャッチボールをずっとやり続けると、決まっていけないと思うのです。ですから、今、吉中副会長がおっしゃったように、これは具体的ににならないと思ったら、こういう形で改良するというのを親会の席で言ってもらわないと、いつまでも、どこかに投げて、親会はその意見を聞いてということをやっているのは不可能だと思います。そもそもの手続は、アセスの審議会についても、この親会の中で確かにそれは重要だねとなって、聞きましょうということで先ほどのプロセスを何回かやったわけです。多分、お二人はそれが不十分だということだと思うのですけれども、何回も言いますが、それは親会の見識の中である程度クリアできる問題だと私は思うので、今言った31日の答申案を目指して対応していただけないかというお願いです。

○児矢野委員 私は、令和4年4月1日に環境省の統括官から各都道府県知事殿宛てに送られている、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等についてという文書について想起したいです。

これは、全部で10ページある非常に重要な文書なのですけれども、その中に、都道府県基準案についてというところではっきりとこう書いてあります。

これは1パラグラフですが、読み上げます。

「都道府県基準を定めるに当たっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素化促進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を示すことが重要となる。」と。つまり、都道府県基準の本体のほうに書くべきだということを言っています。

しかし、先ほど吉中副会長がおっしゃったように、それを附帯意見に書くということは従って、これは本来の趣旨に反するものである。これは、同じことが環境省のマニュアルにも書いてあります。

したがって、ここの部分を本体に書くためには、吉中副会長おっしゃるように、この親会ではどうしても限界があるので、アセス審に意見を聞かざるを得ないだろうと私は考えています。

もう一点、累積的影響評価の問題も、この環境省からの通達にはっきり書いてありまして、「個別事業に係る環境配慮を適正に確保するための措置を規定することにより、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題についても、一定の配慮が可能となる」となっています。この中に、今回、附帯意見に書くべきだと書かれている内容がかなり重

要だから、都道府県基準の中できちんとやるべきだと書いてあるのです。ですから、この点はやはり重視していただきたいのです。

したがいまして、話を戻しますけれども、附帯意見のほうに入れるということ、そもそも本体のほうに入れるのであれば、アセス審の専門性があるところできちんと審議しなければ無理だと思います。その点について申し上げておきたいと思います。

○中村会長 ただ、累積的影響は、科学的には誰もきちんと評価できないのです。現実的にはです。それほど難しいものなのです。

ということで、私と決まった人だけとのキャッチボールはよくないと思うので、そろそろ結論に行きたいと思います。

ほかの方々からご意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、今後の進め方について、議決を取ってよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、親会として、先ほど私が31日を目指して、できれば自然環境部会を23日か24日に設定していただいて、それ以外の欠席の方々についてはヒアリングなどをして意見を集約し、環境影響評価審議会については、これまでのプロセスと委員の見識の中で何とかクリアしていくと、お二人の意見を酌んで言うならばそういう形になると思うのですが、賛成の方は手を挙げていただけませんか。

○井上委員 その前に、すみません。

23日、24日に部会が開催できない場合はどうなさいますか。

○中村会長 開催できない場合は、今日はまだ途中ですが、一つ一つ聞いていって問題をクリアしたものを31日にもう一度出していただいて、親会で決定するということしかないと思います。

○井上委員 部会が開催できないときには、少なくとも部会の委員と専門委員に意見聴取をするという前提ですか。

○中村会長 私はそうしたいのですが、多分、吉中部会長はそれはよくないと考えられるので、ひょっとしたら実現しないかもしれません。私は、それもありだと思っています。

それでは、決を採ります。

私の提案をよしと思われる方は手を挙げてください。

(賛成者挙手)

○中村会長 よくないとと思われる方は手を挙げてください。

(賛成者挙手)

○中村会長 それでは、大変申し訳ないのですが、採決で、親会としては31日の答申を目指してまたご意見を聞きますが、その方向で持っていきたいと思います。

それでは、先ほど事務局からあった説明に対して、吉中副会長から自然環境部会での議論が必要であるというところで止まってしまったと思いますが、いかがでしょうか。

○能條委員 一つお尋ねしたいのですけれども、先ほどから何回か出てくる附帯意見についてです。説明の中でも、それは附帯意見に、それは附帯意見にという感じで、大事なことだけれども、本文のほうには入れないでという話で、さはさりながら、これは重要だという位置づけであることは分かったのですが、この後、この附帯意見はどういう取扱いになるのでしょうか。

条例の附帯意見とは違うものですから、ここで述べられたことは道のほうでかなり尊重しなければいけないという位置づけになるのか、あるいは、こういうもので道議会にかかるのか、どうなのでしょう。

○中村会長 私もこの附帯意見がどういう形でのつかるのか分からないので、事務局からお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 附帯意見については、今ご検討いただいている基準ですが、省令として定めることができるものは、促進区域を設定するに当たって除外すべき区域と考慮しながら除外するかどうかを検討する区域、もしくは、事業に当たってどうやって環境に配慮すべきかということ、定められることはこの二つだけです。けれども、これまでのご審議のとおり、この基準の運用に対して道にいろいろなご意見を頂戴しておりますので、この基準の運用に当たって道としてこういうことに留意してほしいというご意見として、我々環境審議会からいただくものと理解していきまして、我々としては、この運用に当たって十分尊重して進めさせていただければと考えております。

○中村会長 ちょっと分かりづらい表現で、この文章が条例とともに残るのかどうか論点だと思いますので、そこをきちんと教えてください。

○事務局（尾原課長補佐） まだ答申として附帯意見をいただけていないので、この内容について確定的にどうこうするという事はなかなか申し上げづらいのですが、先ほどご説明したとおり、この基準の運用に当たって、市町村に説明するなり、関係する要領を定めたりということになりますので、そういうことを行うに当たって、この附帯意見に十分留意して進めさせていただければと思っております。

○山中委員 部会としては、案は案として出しますが、それにくっついている附帯ですから、この二つを分けてほかに説明するという事はあり得ない、一体化したものだと考えて作成したつもりです。

○中村会長 これが答申にくっつくことは問題ないと思います。問題は、条例段階になったときに、これがどういう形で考慮されるかが見えないのです。つまり、現状では、我々の判断がつきがたい、希少種の生息マップなどは、情報が加われば、また新たなポテンシャルアップは出来上がるし、常にリニューアルしていくものだと思うし、それが個人のデータの場合に公開できるかどうかは物すごくハードルがあるのです。

そういう意味からすると、本当は道がきちんと取って道が公表してくれれば何の問題もないのですが、それまでにまだ時間がかかるので、そういうプロセスが必要です。ですから、今は急に促進だ、考慮だということに分けづらいのです。

そこを考えると、条例にも何らかの形でこれを入れることはできないのですか。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 今段階で確定的なことは言えません。特に条例となると、議会議論もあります。

例えば、市町村支援について附帯意見が今のところはついています。これは、条例というよりは、どちらかという予算事業化して市町村支援をしていくという施策での反映の仕方もありますから、今後、いただいた意見について道としてどのように考えて対応していくかということも含めて、附帯意見を同様にいただいて、今後、道で対応させていただきたいと考えています。少なくとも、全く対応しないということはないです。

○山中委員 私が言いたいのは、基準というのは、諮問に対してこう答申するということですが、児矢野委員から言うと、附帯の内容も諮問の中に入っているということでしょうけれども、私は、これはやはり基準だと思ったときに確実なところは、これは諮問に対する答申だと理解しています。ただ、この答申だけでは足りないのが附帯をするということなのです。そういう意味では、案とほぼ一緒のものだと理解しています。

そういう中で、基準を私たちがつくったとしても、それが守られないかどうか、今、非常に信頼関係が揺らいでいるのかもしれないけれども、全く同じものだと思って、附帯意見も当然守っていただかなければいけないという意味合いで部会として附帯意見をつくっています。

○中村会長 条例に附帯意見を入れるのは難しいのではないかと思います。

○山中委員 これは答申ですよ。だから、条例は関係ないはずですよ。条例はもうできているので、具体的な運用のときの基準が諮問されているのです。私はそういう理解です。

○中村会長 今、道基準をつくるわけですね。

○児矢野委員 でも、これは道基準には入りませんよ。

○中村会長 道基準がないので、道が、我々の答申を受けて道基準を新たにつくるわけですよ。

○山中委員 そうですが、基準というのは条例ではないですよ。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） そうです。

○中村会長 ごめんなさい。言葉を間違えていました。基準をつくるということですね。

でも、基準にこの附帯意見を盛り込むのは難しいという話ですね。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 附帯意見をそのまま載せても、これはあくまでも市町村にお示しするものですから、道として、この基準をきちんと守るためにこういうことをしなさいということでしたら、当然、この基準とセットでと受け止めています。ただ、市町村支援というところを捉まえたときに、どういうふうに対応していくか、例えば、予算事業できちんと支援する施策も併せて、基準と適用と併せてやっていくとか、附帯意見の内容によって対応の仕方がいろいろありますので、今の段階では、いただいた答申を道のほうで考えさせていただいてという手続で、今、この場で確定的にこうします、ああしますとは言えないです。少なくとも、附帯意見については、道として

は答申と同じように扱わせていただきます。そこはきちんと対応させていただきたいと考えております。

○中村会長 能條委員、今までの話でいかがですか。

○能條委員 これを道が受け取って、全部を100%満たすかどうかは断言できないけれども、これに沿った形で施策を運用するときに十分考慮する形で受け取るものなのですね。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） はい。

○能條委員 質問の答えとしては分かりました。

○中村会長 多分、先ほど吉中副会長が部会でやられた附帯意見をつけていますね。あれと同じようなスタイルなのではないでしょうか。

○児矢野委員 ただ、明確なのは、これは道基準には入らないです。

だから、私が心配しているのは、見直しの部分が附帯意見に入っているのですけれども、本体の別冊を見ると、こっちに入っているのです。だから、この関係もよく分からないのですが、見直しとかモニタリングが非常に重要なので、これを附帯意見に落とすというのはあまりよろしくないと思っています。

とにかく、これは道基準には入りません。

○中村会長 ということで、これが附帯意見ではなくて道基準としてきちんと入れるべきだという意見はあってもいいので、そこを発言していただければと思います。

それでは、もう一度戻って、先ほどの説明に対するご質問、ご意見はありますか。

○吉中副会長 今の続きになってしまいますけれども、例えば、附帯意見の二つ目に、希少種の生息域マップ云々が今後確立され、公表された場合はとありますが、そういうものを北海道基準案の基準の見直しに書き込むということはできないもののでしょうか。

○中村会長 基準の見直しというのは、どこですか。

○吉中副会長 本文の4ページです。

あるいは、この基準を道として運用していくに当たって、こういうことを注意していきますという方針として、市町村が必要な場合はできる限りの支援をしていくこととしていますので、いつでも連絡をくださいみたいなものをこの基準に書き込めないのか。そういう意味で、この附帯意見が重要であれば、この基準案にできる限り書き込んだほうがいいのではないかということです。

○中村会長 賛成です。

事務局、特に問題はありますか。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 今の段階でこうします、ああしますというのはちょっと……

○中村会長 我々の答申ですから、基準の見直しのところに書き込むことはオーケーですか。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） オーケーというのは、書き込むかということで

すか。

○中村会長 それを受ける側がどうするかはペンディングというのはよく分かるのですが、我々が書き込んで特に問題がないならば……

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 道として答申についてこうしてくれ、ああしてくれというのはありません。そのままいただきます。

○中村会長 オーケーということだと思います。

○山中委員 部会としては、これは附帯にしたいと思ったからこちらに書いただけです。親会のほうで、これは附帯ではなくて基準に入れたいと思えば、よりよくするという意味では同じ方向ですので、部会として何ら問題はありません。

○中村会長 ということで、基準の見直しというタイトルがよいのか、タイトルをもう少し変えて、附帯意見の全てが入るのかどうかは別ですけれども、そういったところを入れ込んでいくほうがよいという意見は、私もそのとおりだと思います。

中身のことにいきたいのですが、温対部会から提案のあったことについて、専門の立場から特に問題はないですか。

私は、8、9について、少なくとも吉中副会長が出してくれた数字を見る限り、9、10で十分ではないかと正直に思いました。8を入れる積極的な根拠が見当たらないというか、スライドの15ページで、9から比率が急に上がるので、先ほど言っていた自治体の裁量権も含めて考えると、取りあえず9、10にしておいていいのではないかと、だから、事務局提案でいいのではないかと思いました。

○井上委員 その点について、私が事前説明を受けたときに、8の中身が分かりづらいという意見をさせていただきました。資料4-7にも書いてありますけれども、もう少し情報が欲しいと。今日の資料4-4で地図が出ていますが、これでは8がどこなのか分からないです。2.数%かもしれないけれども、どういう自然環境になるか分からないので、少なくとも8だけを抜き出した地図ぐらいは欲しかったとっております。

○中村会長 これを見る限り、二次林と書いてありますね。

○井上委員 凡例には、自然林に近いもので二次林とあります。しかし、色がかぶっていて、分からないです。

○中村会長 知床なら別ですけれども、二次林ではない自然林があるのかどうか、知床だって伐採が入ってしまっていますから、ほぼないと思います。

確かに、この辺が分かりづらいので、今、井上委員が言われた点について、もし説明ができれば、次回に向けて説明をお願いします。

取りあえず、今日で8、9、10なんてことを決めるつもりはないです。

○吉中副会長 温対部会での議論を教えてくださいなのですが、IBAは市街地を除いて除外区域に設定し、その他の施設では考慮対象事項に設定するというご議論だったと書いてあります。スライドの31ページのKBA及びIBAですが、市街地を除いて除外区域というのは、割と合理的かと思うのです。

それであれば、自然公園の植生自然度は8、9、10ではなくて、1番を除いた部分とするのが非常に合理的かなと思います。

○中村会長 そこはまだ説明していないですね。

○事務局（尾原課長補佐） まだ説明しておりません。

○吉中副会長 自然公園での植生自然度で考えるとすれば、なぜほかのものとそごが出るのかというところを論点として挙げておきたいということです。

○中村会長 ひとまず、この考え方についてはどうですか。それも全部だということでは否定されますか。

○吉中副会長 まず言いたいのは、今、植生自然度の見直し作業が行われていますので、これがずっと金科玉条のように続くわけではないということです。

そういう意味からすると、今、ご議論になりかけていた二次林をどう分けるのかということもありますが、I B Aのほうで、市街地以外を除外区域にするというお話になっているのであれば、自然公園も市街地を除いた部分を除外区域にするというのが合理的ではないかという意見です。

○中村会長 では、今のご意見としては、自然公園についても市街地で分けるべきという意見ですね。

○吉中副会長 これは、私の個人的な意見で、部会でどういう議論になるかは分かりません。

○中村会長 今は審議会ですから、委員個人の意見をお願いいたします。

ほかにかがででしょうか。

ほかの皆さんは、温対部会の答申については、ほぼ妥当だと思っていると考えてよろしいですか。

○児矢野委員 今のところですね。

○中村会長 今、尾原さんが説明された部分についてです。

私のほうでそう取ってよろしいですか。

吉中副会長は市街地を除くという議論で、井上委員は8の部分が明らかになっていなくて判断に窮するということだと思います。

ほかの方々は、同じような意見もあるかもしれないですけども、取りあえず8、9、10ぐらいの議論でよろしいと考えていいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、先に進みたいと思います。

続けてお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） スライド24ページの天然記念物についてご説明いたします。

史跡名勝天然記念物に関しては、その現状を変更する場合には許可を受けなければならないという制度になっていますけれども、植物や洞窟については区域が設定されているところですけども、スライド25ページにお示しているとおおり、タンチョウ、オジロワシ

については、地域、区域は特段定められておりません。オショロコマに至っては、北海道全域が地域として指定されているところでございます。

このような天然記念物の扱いについて、吉中副会長から、スライドの26ページですけれども、絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべきといったご意見をいただいているところでございます。

検討が必要と思われる影響については、市町村が一律に促進区域から除外する場合に、希少動物の生息域、生息地を定義しなければならないということや、専門家などによる客観的、科学的な知見、根拠の提示が必要なのだらうと思っております。

また、一律にここを除外しなさいと設定することによって、実際に現場に行ったときに、生育・生息地と広過ぎるとか狭過ぎるといった弊害が生じる可能性があるのではないかと、いうことを論点として挙げさせていただいております。

温対部会の中では、天然記念物は、区域が定められているものは除外区域として、区域が定められていないものについては考慮対象事項に設定することでよいのではないかと、いう形の答申をいただいております。

あわせて、希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが今後確立され、公表された場合については、促進区域の設定や地域脱炭素促進事業の計画に当たり適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましいといった意見を附帯する形でご審議いただいたところです。

以上でございます。

○中村会長 いかがでしょうか。

○児矢野委員 附帯意見のところですが、先ほど申し上げましたように、私は累積的影響を考慮するという事は本体に入れるべきではないかと思っております。ここにも累積的影響を把握する手法と出てきていますので、そう思います。

つまり、これは本体に入れないと、結果的に累積的影響はほとんど考慮されないということになりますので、将来を待つというよりは、可能な限り累積的な影響を考慮するというのが本来の改正温対法及び環境省のマニュアルの趣旨ですから、再びで恐縮ですが、その点を申し上げたいと思っております。

○中村会長 具体的にページで言うと、どこに入ればいいですか。

○井上委員 その点は、80ページの第3章の留意事項が基準の中に設けられていまして、私自身はこの留意事項と附帯意見の違いが分かりにくいと思っていました。ですから、留意事項に入れることを検討してもいいのではないかと思います。

○中村会長 累積的影響は、今の天然記念物だけの話ではないですね。

○児矢野委員 そうですね。入れる場所は検討したほうがいいと思うのですが、重要なので、本当は前のほうに入れた方がいいのではないかという気がします。

○中村会長 例えば、どこですか。

○児矢野委員 即答できないのですけれども……。

○吉中副会長 例えば、68ページの動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、これは配慮事項でしょうか、そこに入れるとすれば、適正な配慮のための考え方の該当するところにその旨を書き込んでいただくという案はいかがでしょうか。

○中村会長 私もこの言葉として残すことに異議はないです。極めて難しいのですけれどもね。それを個別のところへ書き込んだほうが良いというのが吉中副会長の意見ですね。井上委員が言われた最後のところではなくてですね。

○吉中副会長 そうです。先ほど環境影響評価審議会の知見をお借りしたいと言ったのもまさにそういうところで、具体的にその適正な配慮のための考え方、もっと言えば、除外区域に設定すべきところの考え方を含めて、具体的に一体何をやってもらいたいのかということを示す市町村にお示ししたほうが適正な進め方がされるのではないかということです。

○中村会長 でも、累積的影響というのは、科学論でやろうとすると、物すごく難しいですから、それを書いたとしても、本当に市町村がやってくれるという話にもなりにくいと思います。

ですから、児矢野委員が言うことを拾うとするならば、将来的にアセス審議会も含めてこういう形でやればいいのかという具体的な実施方法が科学論としても出てきた段階で考えていただくこともできるので、書き込むことに私は賛成です。でも、今、ここに書いたから、では、市町村で累積的影響を考えてくださいねと言っても、市町村では絶対にできないと思います。

○吉中副会長 まさにおっしゃるとおりです。だから、支援をどうするのかというところにつながるのだと思うのです。

実際にアセス審では、累積的影響について、明確な基準みたいなものは出てこないですけども、少なくとも考慮対象にしているわけです。事業者に対してどう考えるのですかということを知っているのです。そういうことが計画段階の配慮で飛ばされてしまうというのは避けたいのです。ですから、そのことも一番最初の段階で確認してほしいということを書くのは、何らおかしいことではないと思います。

○中村会長 私が思うのは、いろいろなところにそれを書き込まないと成立しなくなってしまうのではないかと考えていて、累積的な影響はいろいろなものに関係してしまいますね。だから、こういう個別のところへ書くのがいいのか、あるいは、全ての影響については、個別のサイトだけではなくて、オフサイトの累積的な影響を考慮すべしということ全体を通じるところへ書き込んだほうが分かりやすいと思ったのですけれども、その辺はどうですか。個別が良いですか。

○吉中副会長 それは、こだわりはありません。

○中村会長 分かりました。その方向で事務局とともに検討したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○能條委員 一つ確認ですが、天然記念物は生き物以外のものをもあるので、そういうものもここに含まれているのかということを確認したいと思います。例えば地質学的なもの

とかですね。

○事務局（尾原課長補佐） 今、その区別はしておりません。天然木の何かを除くという案にはなっていません。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉中副会長 地域が指定されていない天然記念物の取扱いですね。私が申し上げたのは、促進区域をどこに設定しようかというときに、希少種の調査を、アセスの計画段階配慮の段階ではしてもらいますね。そして、生息が認められて、極端な場合は、そこで事業をストップします、選択肢として別のところを選びますということが起こり得ると思うのですが、まさにそれが市町村に任せられることになるので、そこを少し丁寧に説明しないと危険ではないかと思うのです。

○中村会長 どういうことですか。

○吉中副会長 つまり、促進区域を設定するに当たっては、希少種が生息していることが確認されたところは除外区域とするとか、そういうことを書き込めるといいのではないかという意見です。

○中村会長 心配なのは、その調査を自治体に委ねたときに、きちんとする義務みたいなものを負うということですね。調査をしないと、そんなことは分からないですよ。生物の生息場のポテンシャルマップならできるにしても、普通は行っていない場所が多過ぎて、実際にそこに何がいるかというのはほぼわからない状態ですね。市町村に調査を義務づけてやらせるということになるのですか。

○吉中副会長 そうしないと、これはまずいのではないですか。

○中村会長 もちろん、それが理想なのですが、市町村に対して、全ての分類群に対して希少種を調べなさいというのは無理だと思うのです。

○吉中副会長 ちょっと堂々巡りになっているのですが、だから、それをどう支援するのかということとつながると思うのです。配慮事項を省略する代わりに、アセス審でやっているぐらいのレベルのことを地元でやりなさいと言っているわけで、それができないところは、すべからず除外区域にしまわれないとしようがないということにならないですか。

○中村会長 いや、それは行き過ぎではないでしょうか。現状は違うと思うのだけれども、ほかの方々はいかがですか。

○井上委員 今回の促進区域で対象としている再エネ関係というのは、例えば、アセス審で対象にしている大規模な風車はもちろん考慮されると思いますが、アセスにかからない小規模なものもいっぱいありますね。そういうものに対しても対象になるのですか。

何が言いたいかという、アセス審ではかからないのだけれども、これをかけることによっていろいろな規制対象になると考えてよろしいでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、この基準を定めるに当たって、後段で説明することになりますけれども、規模要件は設定する案になっていませんので、全ての規模の事業が対象になっていると考えております。

後ほどご説明しますが、建物の屋根置きとか建物の壁面に設置するものをこの基準の適用から除外する案となっていますが、規模としての除外設定はないです。

○中村会長 ほかの方はいかがでしょうか。

吉中副会長の先ほどのご意見は、どんな規模であっても、希少種の調査を実施するというを前提としたほうがいいということでしょうか。

○吉中副会長 区域を設定するに当たって、しっかりと調査してほしいと思っています。

○中村会長 今の文章にはそれが書かれていない、温対部会の答申案ではその部分が抜けているということですね。そう思っていますか。

○吉中副会長 本文をつまびらかに全部見ているわけではないですけども……

○中村会長 ごめんなさい。そうではなくて、この部分です。

○吉中副会長 そうですね。パワポの天然記念物の扱いのところで書かれてありますけれども、そこで天然記念物が発見された場合は、すぐに除外区域にすべきという意見です。

○中村会長 天然記念物だけですか。先ほど、希少種の話もしたと思います。

○吉中副会長 26ページですね。絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべきということです。

○中村会長 私は、現状の情報ではそれをやるのは相当難しいと思っています、そこまで義務化するの難しいだろうと思っています。

今、釧路に太陽光パネルがたくさん並んでいて、この前、釧路市長に持っていったのですが、そのときも結局、釧路市は地図化すべきだと思っているのですが、データもないし、それをやるには相当の時間がかかると。

○吉中副会長 自分でやる必要はないですね。専門家あるいはNGOの人が発見したということで、その情報が明らかになれば、そこは除外しますというやり方もできると思います。

○中村会長 それは、たまたまの話ですね。たまたまそこに誰かがいて、たまたま発見するケースもあるけれども、実際にいるのに、そこに行っていないケースだってたくさんありますよね。

○吉中副会長 もちろんです。それで全部を網羅できると思っはいませんけれども、少なくとも、それが確認されたところは除外するというのがいいのではないのでしょうか。

○中村会長 では、現状で分かっている場所の話ですか。これから調べるということも含めてですか。

○吉中副会長 もし調べる人がいるのであれば、調べていただいて、発見されれば除外区域にすればいいという意見です。

○中村会長 それは、実際に除外区域に指定するかどうかを議論していく場合に、天然記念物、希少種については調査をしなければいけないということと、現状の情報があつてそこをやればいいのかというのでは大分違うと思うのです。そこはどっちなのですか。

○吉中副会長 私の意見では、でき得る限り専門家から意見を聞き、自然愛好家の人から

も情報を集めるという形で、既存の公開資料に加え、生の情報があつたところは除外区域にしていくと。もちろん漏れは出てくると思いますけれども、少なくとも、分かっているのに促進区域になってしまったということはないようにということです。

○中村会長 了解しました。

専門家等の意見を聞いて、そういった場所については除外区域とすべきということであれば、私もいけると思います。新たな調査をそこに持ち込んで、すべからく分類群を調べるということは不可能ではないかと思っていました。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 今の点について、今日は白木委員が欠席なのですけれども、白木委員から意見を聞いています。

まず、国内希少種の現行の潜在適地マップは、専門家から本件への利用も承認してもらっているの、それも使えるということかと思えます。

それから、生息地は区画として特定できないとどこかの資料にあつたがと、これはよく分かりませんが、これは間違っているということでした。多くの種は、条件が変わらず、加入個体さえいれば営巣地は世代交代しながら継続的に使用され、それは区画として分かっているものもあるの、ということ、それについては中村会長と吉中副会長がおっしゃったことと大体同じかと思えます。

○中村会長 ありがとうございます。

今日は、本当は休憩もはさみたかったですけれども、とにかく相当時間がかかっている、あと1名が退席されたらこの審議会は不成立になるそうです。

時間が1時間以上過ぎてしまっていて、不成立になったら議論を中止すべきだと思うので、31日に繰り越して、今度は4時間ぐらいつくっておいてくれないととても無理だと思うのですが、もう帰らなくてはいけない方はいますか。

○中津川委員 あと10分くらいで行かなければいけません。

○中村会長 では、10分やって、その段階で閉会とするしかないですね。

ほかの議題もあつたのですが、とてもそこに行けませんでした。申し訳ありません。

それでは、次のKBAについてお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） KBA、IBAについてご説明します。

スライドの28ページをご覧ください。

KBAについては、生物多様性の観点から重要な地域として指定されておまして、IBAについては、鳥類に対して重要なエリアか保全区域として設定されておられます。

その設定状況は、スライド29ページでお示ししています。

スライド30ページのとおり、吉中副会長からは、KBA、IBAとして指定されている区域は除外区域とすべきという意見をいただいています。白木委員からは、KBAを考慮対象事項として、IBAは、太陽光発電と風力発電施設では、市街地を除いてIBAを除外区域に設定すべきというご意見をいただいております。

31ページに移りますけれども、これに対して温対部会の中では、KBAは除外区域とするには広範囲過ぎるというご意見や、このことについては鳥がポイントになると思われるので、白木委員の案がよいのではないかというご意見がありました。

そういうご意見も踏まえて、温対部会としては、KBAは考慮対象事項に設定し、IBAは太陽光発電施設、風力発電施設では、市街地を除いて除外区域に設定し、その他の施設で考慮対象事項に設定と。ただし、KBA、IBAとも定められる区域が大変広くて、人の居住地域や開発地域、島の全域や市町村行政区域の全域または大半が含まれることから、促進区域を設定する市町村への影響を踏まえて考慮対象事項に設定するなど議論の余地があるといったご審議をいただいたところです。

以上でございます。

○中村会長 いかがでしょうか。

特にご意見がないということは、この答申はおおむねよしということでしょうか。

先ほど吉中副会長から、自然環境保全基礎調査の自然度区分とこれが一致していないというご意見があったと思うのですが、必ずしも一致しなくてはいけないのかどうか、私にはよく分かりません。KBIに対してそれを指定して、自然公園法については自然度区分でやるということは、私はそれほど大きなそごには思えないです。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは次に、センシティブティマップについてお願いします。

○事務局(尾原課長補佐) スライドの33ページをご覧ください。

風力発電における鳥類のセンシティブティマップについては、風力発電の設置によってバードストライクなどの鳥類への影響が懸念される区域をメッシュ単位で評価したものとなっていて、スライドの33ページにお示ししているような注意喚起メッシュの赤から青まで設定されているところでございます。

スライドの34ページですけれども、センシティブティマップについて、吉中副会長からは、一律に除外すべきというご意見をいただいております。白木委員からは、レベルA3以上は原則除外にして、それ以外は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認した上で、今日のある範囲を除外することでどうかというご意見をいただいております。

検討が必要となる論点として、センシティブティマップの作成目的自体、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの適切な導入を加速するためのものであり、注意喚起を行うものであって、建設してはいけない場所を示した地図ではないということが環境省のホームページに記載されております。

また、10キロメートル単位のメッシュで表示されているため、机上や現地で詳細区域は分かりづらいという声をいただいているところです。

温対部会としましては、センシティブティマップを考慮対象事項に設定し、適正な配慮の考え方の中で、レベルA3以上の区域は再エネ事業の実施を避ける、やむを得ず当該地

を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して、影響のある範囲を除外すると設定してはどうかというご審議をいただいたところでございます。

また、市町村や地域住民、事業者の視点に立つと、レベルA3以上であっても、一律に再生可能エネルギー事業の実施を避けるように基準を設定することは、市町村や地域住民などが協議し、合意形成を図る機会の喪失につながることも踏まえて、センシティブティマップの設定についてご審議いただきたいという答申をいただいたところです。

以上でございます。

○中村会長 温対部会の答申案についていかがでしょうか。

○吉中副会長 私は、白木委員のご提案に賛成したいと思います。A3以上は原則除外区域とし、それ以外は考慮対象として慎重な対応をしていただくというのがいいと思います。

ただし、これも、自然環境部会にはほかにも野鳥の専門家がいらっしゃいますので、審議をしたいと思っております。

○中村会長 レベルA3以上になると、市街地なども10キロメッシュだと入ってしまうケースは相当あるのですか。

○事務局（尾原課長補佐） スライドの33ページに北海道の全図があると思いますが、A3以上となると、みかん色、オレンジ、赤というところが対象なりまして、こう見ると、道東はほぼ駄目ということになりますし、右側を見ると、根室市は赤、オレンジ、みかん色に全部染まっていますので、根室市はほぼ事業はできないということになっています。

○中村会長 私は行き過ぎだと思っています。指定の議論をしていくためには、10キロメッシュは粗過ぎると思っています。これは温対部会のときも申したのですが、温対部会のほうがよいのではないかと思います。もう少し本来的な、精度よくやることができた段階で検討することもあると思いますし、そのほうが現状の科学的なレベルにも合っているのではないかと思います。

ほかの意見はいかがでしょうか。

○吉中副会長 会長がおっしゃることはごもっともだと思いますが、それであれば、ここも市街地を除くという形にさせていただければいいのではないかと思います。

○中村会長 一つの考え方で、私もそれが可能ならばと思いましたが、それでも広いような気がしました。

ほかの委員にも意見を言っていたきたいのですが、いかがでしょうか。

○山中委員 これは温対部会の専門ではなく、地図を見て広いとか狭いという議論でいいのかということはどうしても出てきますので、私たちはセンシティブティマップの設定についてご審議いただきたいという形で投げております。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 答申案の事業の実施を避けるというのは、促進区域には指定するけれども、そこでは事業はやらないという意味ですか。

考慮事項には設定し、レベル3以上の区域は再エネ事業の実施を避けるとなっているのですけれども、これはどういう意味でしょうか。

指定はするけれども、実施はなるべくやめてくださいということでしょうか。

○山中委員 なるべくやめてくださいとはなりません、なるべくやめたほうがいいでしょうという意味です。一旦、考慮事項に入りますということで、除外ではないですが、これは避けてくださいという要望が出ています。

○吉中副会長 レベルで分けるというのは、本文の何ページでどんな書きぶりになっているのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 18ページです。

○山中委員 それならば、例えば、市街地を避けるというほうが明確であるならば、そういう除外の仕方はあると思います。鳥なので、市街地だけでいいのかという大問題が起こり、よく分からないということです。

○中村会長 可能ならば、この点を両側から見ていただいて、もし自然環境部会がうまく設定されたならば特に聞いておいていただきたいのですが、一つの意見としては、吉中副会長がおっしゃられたように、市街地を避けて、A3以上について除外区域とするというのが一つです。私は、それでも広過ぎると思っていて、10キロメッシュでこれをやるのはちょっと無理で、そもそもメッシュということ自体、地形全体の議論の中ではあまりふさわしくないと思っています。

ということで、今の地図の精度の段階では考慮事項でいいと思っているのですけれども、もし自然環境部会のほうでやっていただけるならば、議論をしていただいて、その理由みたいなものも教えていただけるとありがたいです。

ほかにいかがでしょうか。

○井上委員 34ページの検討が必要と思われる影響のところに、環境省のホームページからの引用として、センシティブティマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示す地図ではないということを明示されているのに、道の設ける基準でA3以上の区域は事業の実施を原則避けることと言ってしまったときの影響を懸念します。どんな影響があり得るかということを事務局でご検討いただければと思います。

○中村会長 今、回答できるならばお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 今、井上委員がおっしゃったとおり、環境省として、そういう目的でセンシティブティマップを策定していますので、事業を行ってはいけないエリアを示す手段に使うのは、ある意味、目的外使用に当たるのかなと考えているところです。逆に、違う目的で、事業を実施してはいけない場所を示す目的でマップなりを検討された場合に、違う結果にもなり得ますので、この設定の趣旨を踏まえた上で基準を策定したほうがよいのではないかと事務局としては考えております。

○児矢野委員 目的外使用ということはないと思います。もともと改正温対法による都道府県基準の設定の趣旨は、地域の状況、特性を考慮した上で横出し・上乘せ基準を認める

というものなので、目的外使用にはならないと思います。環境省がつくったものを使うって話であって、先ほど、加速するためのものだとおっしゃいましたけれども、その前に自然環境に配慮したという形容詞がかかっています。そういう意味で、目的外使用というのは言い過ぎではないかと思います。それは、ここで決めることであると私は思います。井上委員がおっしゃったことも一理あると思いますけれども、それはこの審議会の判断であると思います。

○中村会長 もし時間があったら、環境省に確認してもらえますか。

○事務局（尾原課長補佐） 承知しました。

○中村会長 ここでやめたいと思います。

大変申し訳なかったのですが、私の不手際で、ほかにもたくさん議題があったのですが、できませんでした。それは31日に持ち越すということによろしいですね。事務局、それによろしいですね。

○事務局（尾原課長補佐） 最後に事務局からお願いですけれども、本日、加筆修正意見をいろいろいただきましたけれども、次回の親会で審議するに当たって、ご意見をいただいた委員から加筆修正案をいただけるようお願いしたいと思います。加えて、審議資料の調整にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

○児矢野委員 それは無理です。本務のこともありますし、31日までというのは無理です。そういうノウハウは事務局のほうがおありだと思うので、それは事務局のほうにお願いして、できる人はやるけれども、できない人は免除していただきたいと思います。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） 私どもの事務手続や、丁寧な説明をしていなかったところもあって、いろいろ不信感を持たれているところもありますので、できるだけ道に都合のいい形の整理はしたくないのです。あくまでも委員の先生方の意見を反映したものにしたいという趣旨で協力をお願いしたところです。

先生方はお忙しいことも重々承知しておりますが、できるだけ先生方のご意見を反映した資料でご審議いただきたいと思いますので、どうぞご協力いただきますようお願いいたします。

また、私どもも修文案をご提示して、意見をいただいた先生からご了解いただいたものを審議させていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

○吉中副会長 今日の審議会にお諮りになって、少し異例な形で自然環境部会でやってもらいたいという、これは審議会の施行規則あるいは審議会の条例で公開でやるべきであるとかいろいろ書いてありますけれども、そうではないことをする場合は、会長が審議会に諮って決めることができますので、今日、皆さんのご意見でそう決まったと私は理解しました。ですから、非常に異例なやり方をするというを議事録に残しておきたいと思います。

そこで、今のご依頼ですけれども、これから自然環境部会の開催に向けて日程調整をしたいと思います。ただし、23日、24日で専門委員がどれぐらい来られるか、あるいは

親会からの委員のご出席が定足数を満たすのかという慎重な判断が必要です。さらに、それに先立って、今お示ししていただいたような案を個別に説明せよということですので、その日程調整も必要です。さらに、個別の説明については、私はやはり一対一での説明は非常に不安に思っておりますので、できれば私が同席するなりということも考えたいと思っています。

そうしますと、日程調整的に非常に厳しいので、お約束は全くできません。

それから、今ご依頼のあったようなこともする余裕はございません。今日出した意見をしっかりと書き留めていただいて、ご検討いただければと思います。

○中村会長 私は事務局の気持ちも分かっていて、事務局の判断で修文すると、これは自分たちの意図と違うということを言われて堂々巡りになってしまうので、それを避けたいということだと思います。

吉中副会長は、一人一人に自分が見つからないと委員とのインタビューも不信感が出るというのは、それは行き過ぎだと私は思っています。自分の言った意見がきちんと反映されているかどうかを文書で確認すればいいだけの話なので、部会長がそこまでやる必要はないと思っています。

今日言った意見がうまく反映されているかどうかを確認していただいたほうが、31日が時間切れにならずに進むのではないかと思います。

仮に時間切れになったら、私はそこまでにしたいと思います。そのときは、次の会長が新たにこれをやることになると思います。なるべくそれは避けたいと思って一生懸命やっていますが、今日、親会としては皆さん同意していただいたので、できればその方向で協力していただければと思います。

取りあえず、今日は中途半端でしたが、事務局にお返ししたいと思います。

○児矢野委員 意見を書いて出してくれと言われても、覚えていないのです。ですから、事務局が不信感の問題があるとおっしゃるのであれば、事務局で案をつくっていただいて、それをこっちに送っていただいて、個別に確認して、修文して送るという形にさせていただけないでしょうか。その点をご配慮いただきたいと思います。

○事務局（高山ゼロカーボン推進局長） そうしていただけるだけで十分でございます。

○中村会長 では、その方向でお願いします。

○児矢野委員 すみません。

31日に出不れない場合は、今日審議できなかつたところについて、公式の意見書を会長とほかの委員宛てに提出させていただきたいと思うのですが、そういう手続をする場合にはどうすればいいですか。

会長と事務局にお送りすれば、資料として公式に配っていただけますか。

○中村会長 次回の31日に配付してほしいという意味ですね。

○児矢野委員 そうです。

○中村会長 それは大丈夫ですね。

- 事務局（高山ゼロカーボン推進局長） はい。
- 中村会長 では、そのようにお願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 中村会長、委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

促進区域につきましては、スライド34までご審議をいただきました。まだご審議いただきたい項目が残っておりますが、この次に予定されておりました環境基本計画の進捗状況の点検・評価、生物多様性保全計画の変更という議題も残っておりますので、次回の審議会で審議させていただきたいと思っております。

なお、これらに対するご意見等があれば、事務局まで事前にお寄せいただければと思っております。

次回審議会の開催につきましては、10月31日火曜日の15時から予定しているところでございます。詳細は事務局からご連絡させていただきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上